

【資料 31】

- 子どもは、小城市のたから -

小城市子ども・子育て支援事業計画

(最終案)

小城市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	2
3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要.....	3
(1) 子ども・子育て支援給付（3つの給付）.....	3
(2) 保育の必要性の認定区分.....	3
(3) 地域子ども・子育て支援事業.....	4
(4) 対象となる子ども.....	4
4 計画の位置づけ.....	5
(1) 根拠となる法令、関連計画との関係.....	5
(2) 「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」との関係.....	6
5 計画の期間.....	7
6 計画の策定体制.....	7
(1) 小城市子ども・子育て会議の設置.....	7
(2) 就学前の子ども及び小学生アンケートの実施.....	9
第2章 小城市の子ども・子育てを取り巻く環境	10
1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等.....	10
(1) 総人口・年齢構成・人口の推移.....	10
(2) 世帯の状況.....	12
(3) 自然動態・社会動態.....	13
(4) 出生の状況.....	14
(5) 婚姻・離婚の状況.....	15
(6) 就労の状況.....	16
(7) 子どもの人数.....	17
2 教育・保育施設の状況.....	18

3	地域子ども・子育て支援事業の状況	20
	地域子育て支援拠点事業	20
	妊婦健康診査	20
	乳児家庭全戸訪問事業	21
	養育支援訪問事業	21
	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	21
	一時預かり事業	22
	延長保育事業	22
	病児保育事業	22
	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	23
4	ニーズ調査の結果概要	24
	(1) 保護者の就労状況	24
	(2) 教育・保育事業の利用について	26
	(3) 地域の子育て支援サービスの利用	28
	(4) 子どもが病気やケガのときの対応	30
	(5) 不定期の教育・保育事業の利用	32
	(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方	34
	(7) 育児休暇の取得	35
	(8) 家庭の子育て環境、地域の子育て環境	37
	(9) 地域との関わり	39
5	小城市の子ども・子育て支援の課題	41
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方		44
1	基本理念	44
2	基本的な施策の体系と方針	45
第4章 次世代育成支援に関する施策		48
1	地域における子育ての支援	49
	(1) 地域における子育て支援サービスの充実	49
	(2) 子どもの健全育成	52
	(3) 経済的支援の充実	52

2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	53
(1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保	53
(2) 子どもの健やかな成長と育児不安の軽減	53
(3) 食育の推進	55
(4) 思春期の保健対策と健康教室の推進	55
(5) 小児医療の環境整備等	55
(6) 不妊に関する取り組み	56
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	56
(1) 次代を担う親の育成	56
(2) 家庭や地域の教育力の向上	56
(3) 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境等の整備	57
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	59
4 子育てを支援する生活環境の整備	60
(1) 良質な住宅の確保	60
(2) 良質な居住環境の確保	60
(3) 安全な道路交通環境の整備	60
(4) 安心して外出できる環境の整備	61
(5) 安全・安心なまちづくりの推進等	61
5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現の推進	61
(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	61
(2) 仕事と子育ての両立の推進	62
6 子ども等の安全の確保	62
(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	62
(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	63
7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	63
(1) ひとり親家庭等の自立支援の促進	63
(2) 障がいのある子どもへの支援	64
(3) 児童虐待等対策の充実	65

第5章 教育・保育提供区域の設定	67
1 教育・保育提供区域の定義.....	67
2 教育・保育提供区域の設定.....	68
第6章 幼児期の学校教育・保育の充実	70
1 「量の見込み」と「確保の内容」について	70
2 幼児期の学校教育・保育の提供.....	72
1号認定（3-5歳・教育のみ）	72
2号認定（3-5歳・教育希望／保育必要）	73
3号認定（0歳・保育必要）	74
3号認定（1-2歳・保育必要）	75
3 教育・保育の一体的提供推進.....	76
4 教育・保育施設の質の向上.....	77
5 幼・保・小連携の体制強化.....	78
6 地域型保育事業と教育・保育施設との連携、地域一体の支援.....	78
第7章 地域子ども・子育て支援事業等の実施	79
1 地域子ども・子育て支援事業.....	79
① 利用者支援事業.....	79
② 地域子育て支援拠点事業.....	80
③ 妊婦健康診査.....	81
④ 乳児家庭全戸訪問事業.....	82
⑤ 養育支援訪問事業	83
⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	84
⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）：就学児対象.....	85
⑧ 一時預かり事業.....	86
⑨ 延長保育事業.....	87
⑩ 病児保育事業.....	88
⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	89
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	93
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	93

2 産休・育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	94
3 専門的な知識及び技術を要する支援の県施策との連携	94
4 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備	94
第8章 計画の推進体制.....	95
1 関係機関等との連携	95
2 計画の達成状況の点検・評価.....	96
資料編.....	97
小城市子ども・子育て会議条例.....	97
審議会等の会議の公開に関する指針	99
平成 25 年度 小城市子ども・子育て会議 委員名簿.....	101
用語解説.....	102

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

平成2年の「1.57ショック[※]」を境に国の少子化対策が本格化し、平成6年12月、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が発表され、以後10年間の子育て支援施策の基本的枠組みが示されました。

平成11年12月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定され、平成16年度を目標に新たな少子化対策が推進されました。

平成15年7月には、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長する社会を形成するために、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が制定され、新たな取り組みが展開されることとなりました。しかし、少子化の流れが変わることはありませんでした。

それまでの少子化対策は、いわば、子どもを生み育てる側の視点に立った取り組みでした。しかし、その考え方だけでは少子化に歯止めがきかないことから、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」という考え方を基本に、社会全体で子育てを支えつつ、生活と仕事と子育ての調和を重視する新しい方向性が示されました。

この新しい考え方に沿って、平成19年12月、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表され、続いて、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」が少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく「大綱」として閣議決定されました。

※一人の女性が生涯に生む子どもの数である「合計特殊出生率」が、それまでの最低記録の昭和41年（1966年）を下回る史上最低（当時）となったこと。

2 計画策定の趣旨

「次世代育成支援対策推進法」をうけ、小城市においては、平成26年度までを計画期間とした「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」を策定し、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。しかし、少子化のみならず、子どもを取り巻くさまざまな環境が変化
する中、社会全体で子ども・子育てを支援することは、より重要性を増しています。

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されることとなりました。

本計画「小城市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て関連3法」をうけ、小城市において子ども・子育て支援の量・質の充実及び、安心して子どもを産み育てる環境や全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的として策定するものです。

子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布）

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記2法による児童福祉法等の改正）



平成27年4月施行

子ども・子育て支援新制度

3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

平成 27 年度から始まる制度において、市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施することになります。

(1) 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種類	対象事業
(ア)施設型給付※	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ)地域型保育給付※	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ)児童手当	(従来どおり)

※(ア)施設型給付、(イ)地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定(認定区分)した上で給付。(子ども・子育て支援法第 19 条)

(2) 保育の必要性の認定区分

新制度では、保護者の就労状況等により教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、市町村が認定を行います。この認定区分に応じて、教育・保育施設等（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育）の利用先が決まります。

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし(学校教育)	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育

(子ども・子育て支援法第 19 条)

(3) 地域子ども・子育て支援事業

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画により、以下の事業を実施することとされています。

	事業名
①	利用者支援事業【新】
②	地域子育て支援拠点事業
③	妊婦健康診査
④	乳児家庭全戸訪問事業
⑤	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業
⑦	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
⑧	一時預かり事業
⑨	延長保育事業
⑩	病児保育事業
⑪	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業【新】
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新】

※「①」等=本計画掲載上の項番 【新】=新制度による新規の事業 (子ども・子育て支援法第59条)

(4) 対象となる子ども

0歳	1～5歳	6～11歳	12～17歳
乳児期	幼児期	小学生	中学生以上
幼児期の学校教育・保育			
地域子ども・子育て支援事業 (右記・下記以外)		地域子ども・子育て支援事業 「放課後児童クラブ(放課後児童 健全育成事業)」	
地域子ども・子育て支援事業「利用者支援事業」「養育支援訪問事業」			
子ども・子育て支援法における「子ども」とは、 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(第6条)			

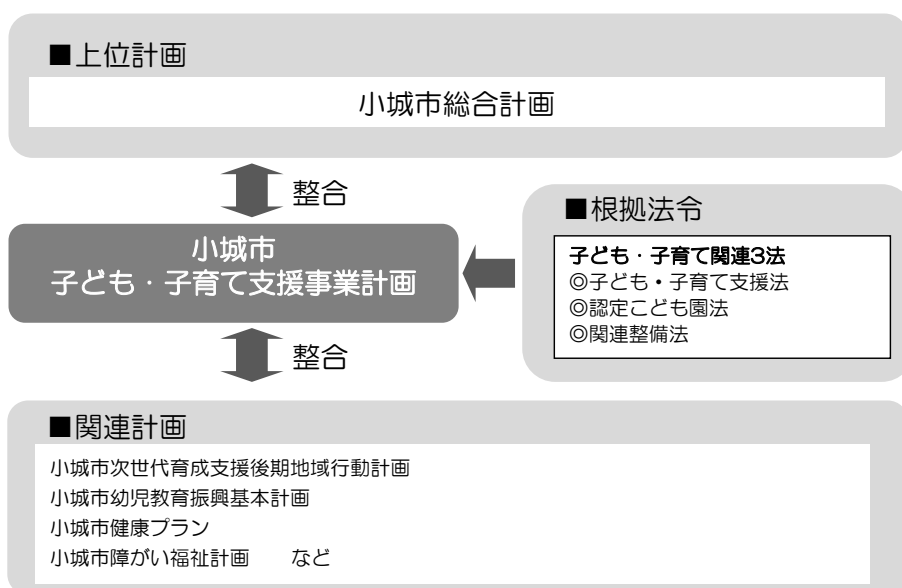
4 計画の位置づけ

(1) 根拠となる法令、関連計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものであり、小城市の子どもと子育て家庭を対象として、市が今後進めていく施策の方向性・目標等を定めたものです。

また、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくための「質の高い教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の深い「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」「小城市幼児教育振興計画」等における取り組みを踏まえ、同時に上位計画となる小城市総合計画と整合性を持ったものとしています。



(参考)子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(2) 「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」との関係

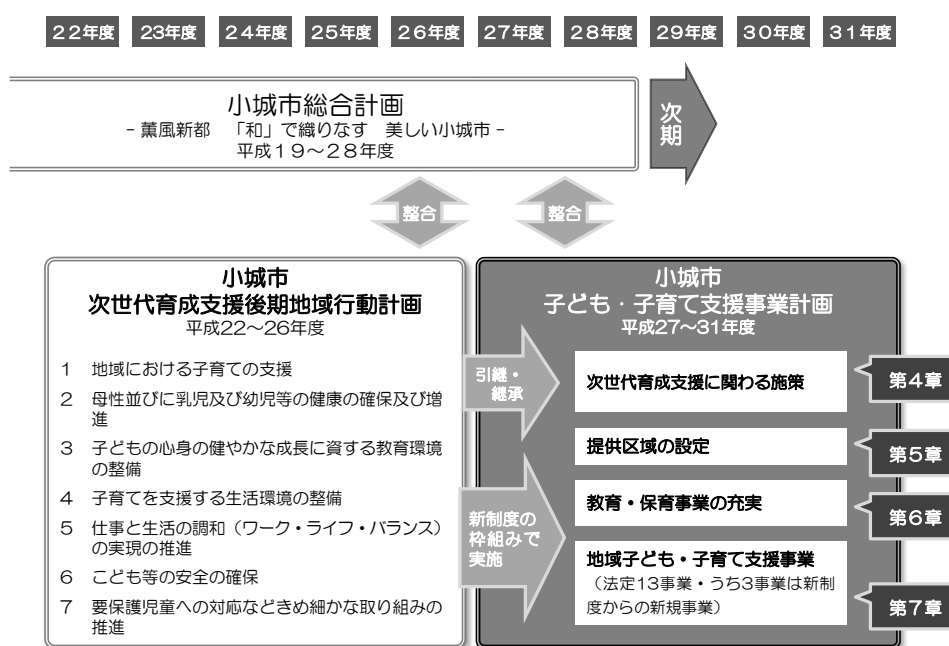
次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から26年度までの10年間の時限法として成立しました。しかし、その後、合計特殊出生率は持ち直しがみられるものの、出生数自体は依然として減少傾向が続いており、社会全体でワーク・ライフ・バランスの浸透、女性が就労の場で活躍できる取組みの促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを、より一層推進することが必要となっています。

こうした状況から、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を平成36年度末まで10年間延長することや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。

また、改正推進法と同時に、母子寡婦法（母子及び寡婦福祉法、後に母子及び父子並びに寡婦福祉法に改称）、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになります。これら3つの改正法は平成26年4月に公布されました。

一方、子ども・子育て支援法により、都道府県及び市町村において子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたことに伴い、平成26年度末で計画期間が完了する次世代育成支援後期計画は、上記の改正推進法に基づき、法定計画（策定が義務）から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更されています。

小城市においては、これまで取り組んできた「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」を本計画の中で一体的に策定して事業を継承し、本計画を次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけます。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行ったうえで、新たに次期 5 年間の計画を策定します。



6 計画の策定体制

(1) 小城市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている「小城市子ども・子育て会議」を下記のように設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

(1) 設置根拠

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項

(2) 所掌事項

- ア 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する事
- イ 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関する事
- ウ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
- エ 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事

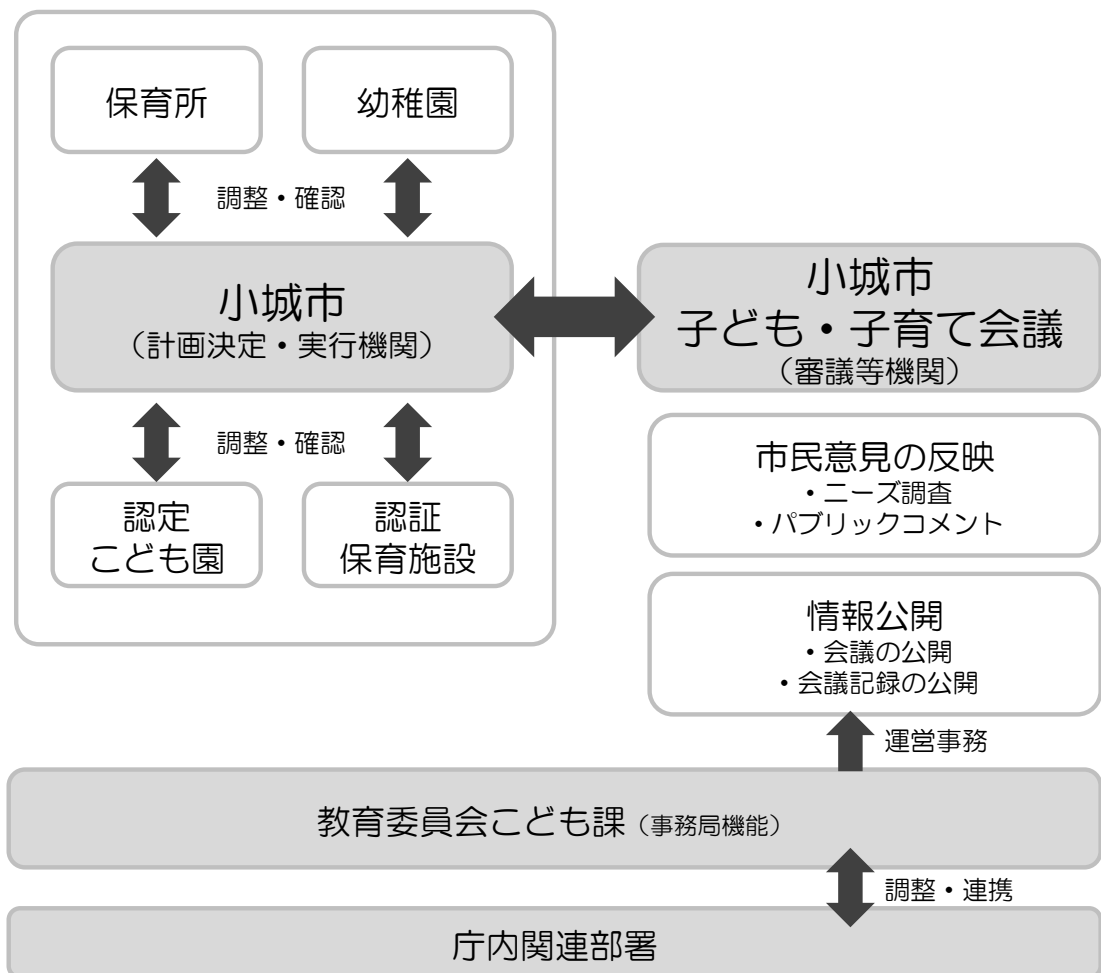
(3) 委員構成

小城市子ども・子育て会議条例第2条該当委員子ども・子育て支援に関し
学識経験のある者、子ども・子育て支援に関する事業従事者、子どもの保護者等
(15人以内)

(4) 任期

委嘱日より2年

▶ 子ども・子育て会議と関係団体等



(2) 就学前の子ども及び小学生の保護者アンケートの実施

本計画の策定にあたり、次の2点を目的として、アンケート（以下、ニーズ調査）を実施しました。

- 就学前の子ども及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握する
- 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を推計する基礎データを得る

○調査名： 小城市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

○調査対象： 1 就学前の子どものいる世帯 1,400 世帯
2 小学生 1～6 年生のいる世帯 1,000 世帯

○調査期間： 平成 25 年 11 月～12 月

○調査方法： 1 就学前の子どもは郵送による配布・回収及び
保育所・幼稚園で配布・回収
2 小学生は小学校で配布・回収

○配布・回収状況：

種 別	配布数	回収数	回収率
1 就学前の子ども	1,400 票	905 票	64.6%
2 小学生	1,000 票	792 票	79.2%

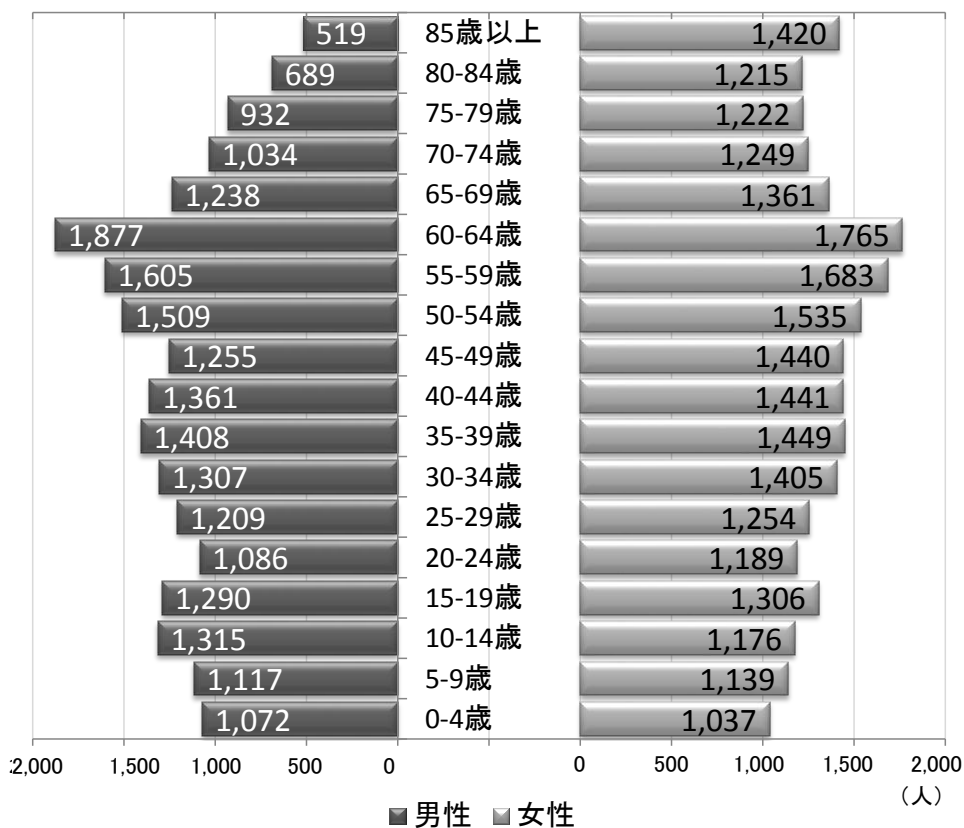
第2章 小城市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等

(1) 総人口・年齢構成・人口の推移

小城市の平成25年10月1日における総人口は46,109人（男性21,823人、女性24,286人）となっています。年齢構成では第1次ベビーブーム世代を含む60代前半が多くなっています。70歳以上の高齢者では男性よりも女性の方が多く、14歳以下では男女とも年齢層が低くなるに従い人口が少なくなります。

▶ 小城市の人口ピラミッド



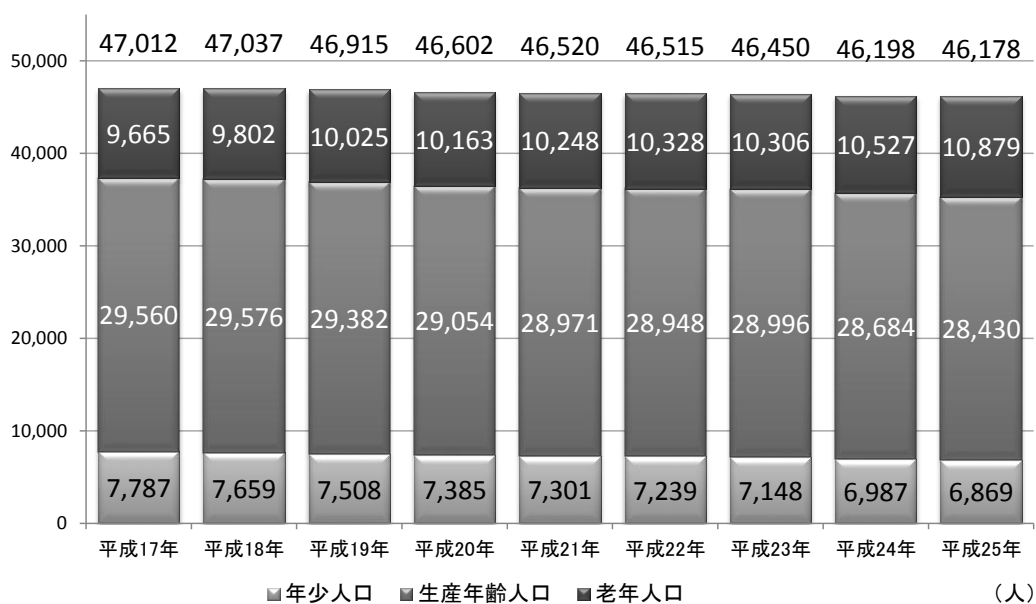
(平成25年10月1日 住民基本台帳)

総人口は平成 17 年～25 年間で微減（834 人減）となっています。

平成 17 年に対する平成 25 年の人口は、生産年齢人口（15～64 歳）は 1,130 人の減少、年少人口（0～14 歳）は 918 人の減少で、老年人口（65 歳以上）では 1,214 人の増加となっています。

少子化及び高齢化が進行していることがわかります。

➤ 総人口の推移（年齢3区分別）

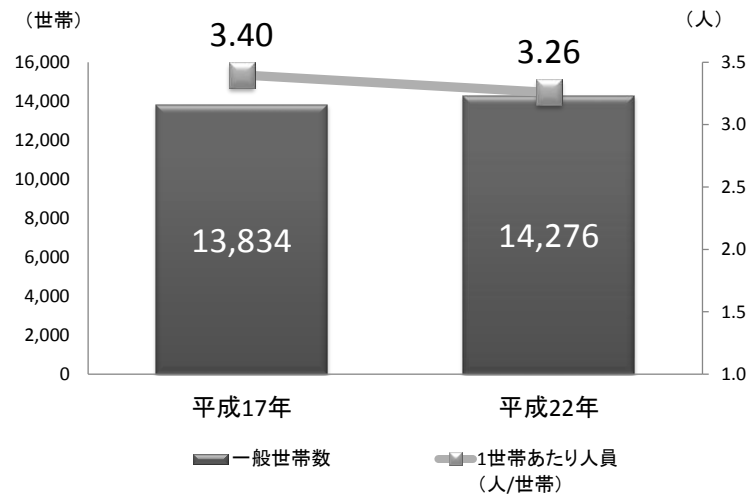


（住民基本台帳年報）

(2) 世帯の状況

一般世帯数は増加していますが、1世帯あたりの人員は減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

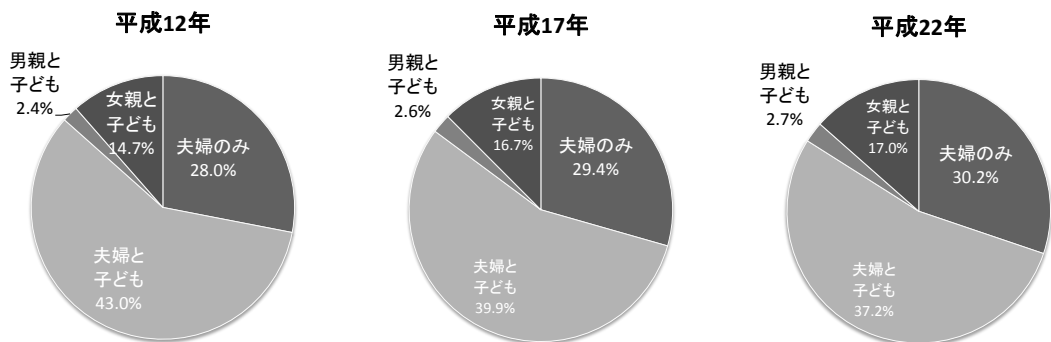
▶ 一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移



(国勢調査)

平成12年～22年の核家族世帯の家族構成の推移では、「夫婦と子ども」の割合が5.8ポイント減少し、逆に「夫婦のみ」が2.2ポイント、「女親と子ども」が2.3ポイント増加しています。子どものいない夫婦やひとり親(母子)家庭が増えていることがわかります。

▶ 核家族世帯の構成比



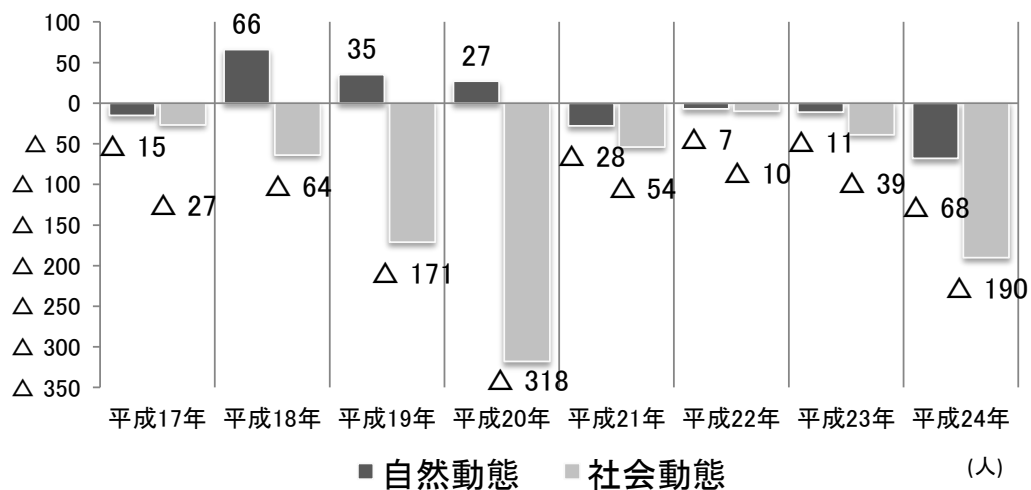
(国勢調査)

(3) 自然動態・社会動態

社会動態（転入－転出）は平成 17 年以降連続でマイナスとなっています。

自然動態（出生－死亡）は平成 20 年までプラスでしたが、その後マイナスで推移しています。

➤ 自然動態・社会動態の推移

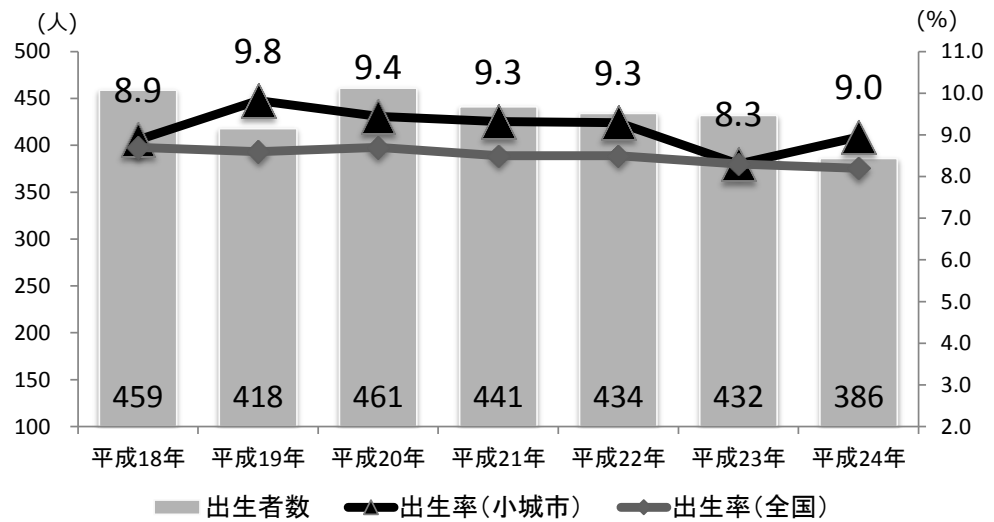


(住民基本台帳年報)

(4) 出生の状況

出生率（人口千人あたりの出生者数）は年度により高低がありますが、全国平均を上回る数値で推移しています。

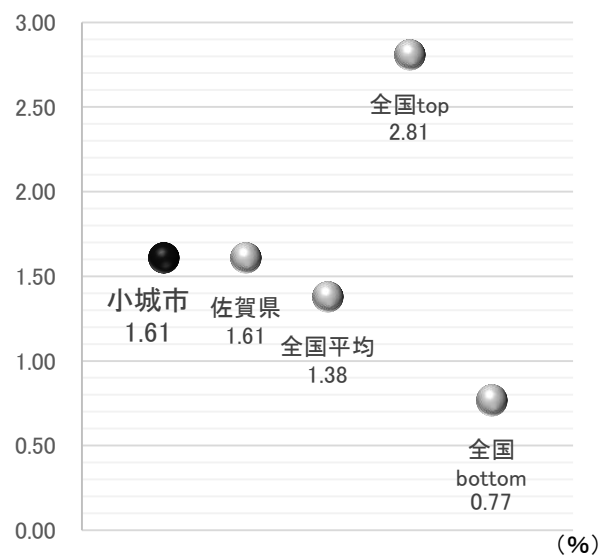
▶ 出生者数・出生率の推移



(住民基本台帳年報)

一人の女性が生涯に生む子どもの数を示す「合計特殊出生率」では、小城市は佐賀県平均と同等で全国平均を上回っていますが、人口を維持するために必要とされる2.07には達していません。

▶ 合計特殊出生率

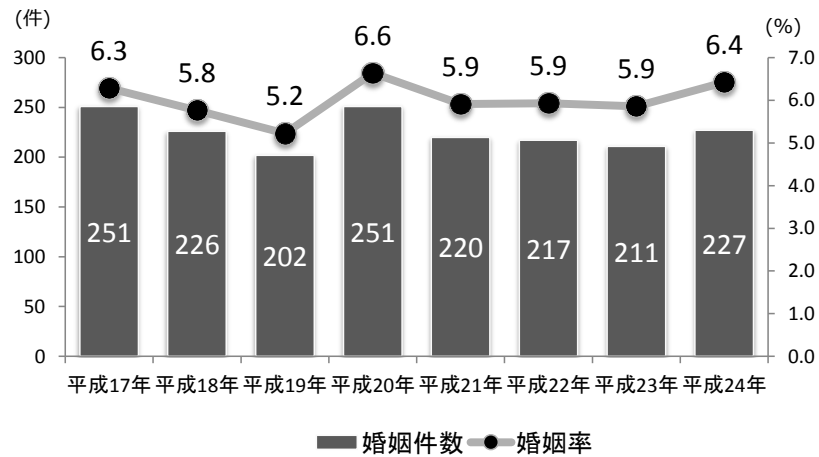


(参考: 厚生労働統計一覧人口動態統計特殊報告、及び demography.blog.fc2.com/ 平成 20-24 年集計)

(5) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数、婚姻率（人口千人あたりの婚姻件数）は、平成20年に高い数値がみられます。これは全国平均の傾向と同様です（厚生労働省）。以降は年度により多少の増減があるものの、極端な上昇・下降傾向はありません。

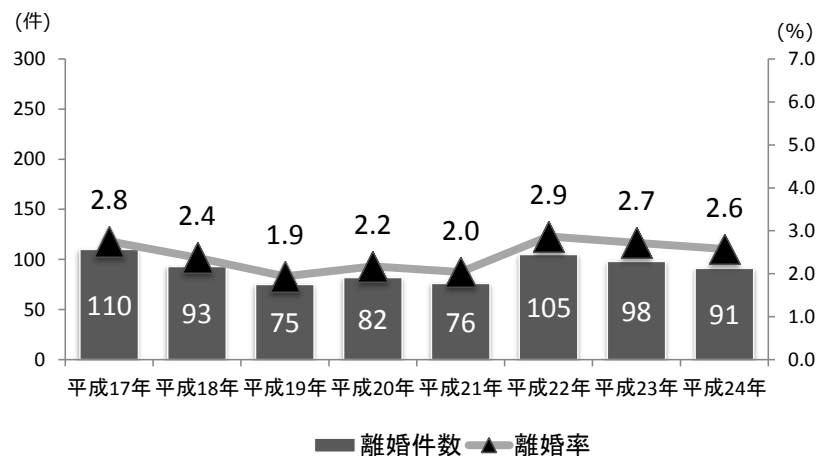
➤ 婚姻件数及び婚姻率の推移



(戸籍事件票 4月1日～3月31日 市民課)

離婚件数、離婚率（人口千人あたりの離婚件数）は、年度による大小がありますが、極端な増減の傾向は見られません。ほぼ横ばいで、近年は多少離婚が減る傾向にあります。

➤ 離婚件数及び離婚率の推移

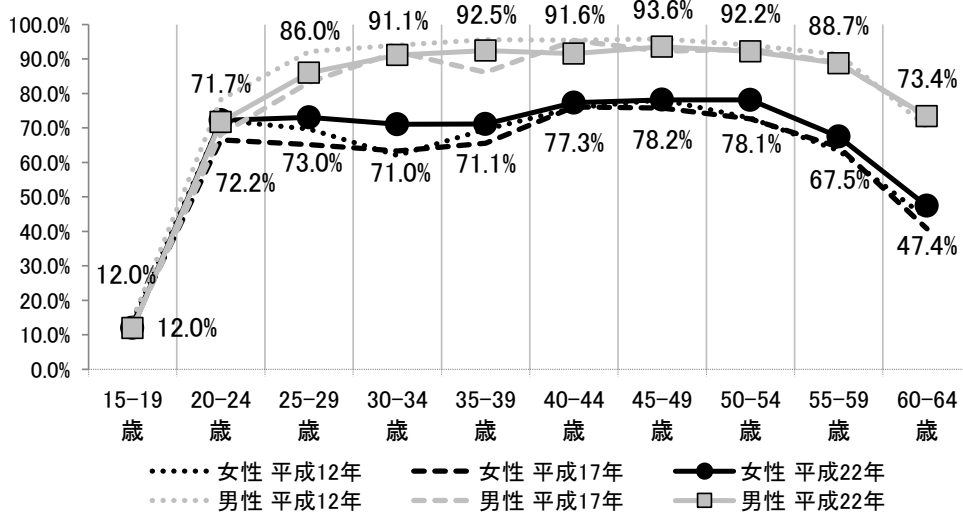


(戸籍事件票 4月1日～3月31日 市民課)

(6) 就労の状況

女性の就労が、20代でピークに達し、30代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した40代ごろから再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」はゆるやかです。平成22年では平成12年、17年に比べて30代の女性の就業率が上がっていることがわかります。

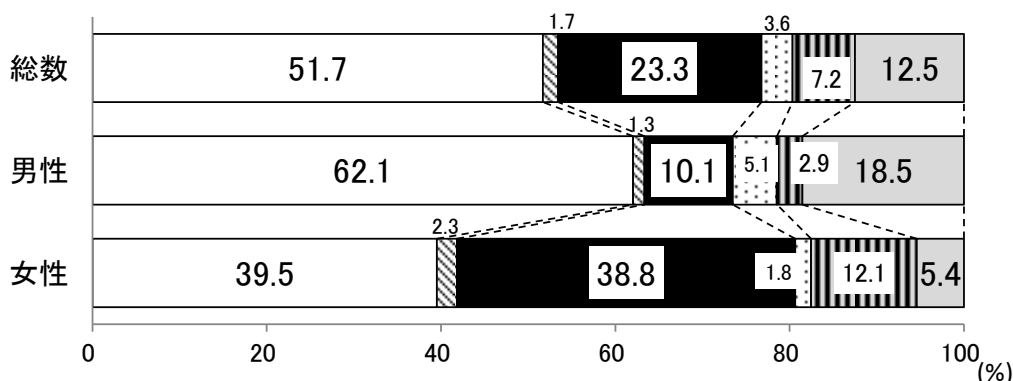
➤ 年齢別就業率の推移



%表示は平成22年の数値 上段が男性、下段が女性（国勢調査）

女性は「パート・アルバイト・その他」「家族従業者」の割合が男性よりも高く、特に「パート・アルバイト・その他」が38.8%を占めています。

➤ 従業上の地位別従業者数の割合



□正社員・従業員 □派遣社員 ■パート・アルバイト・その他 □役員 ■家族従業者 □その他

(平成22年国勢調査)

(7) 子どもの人数

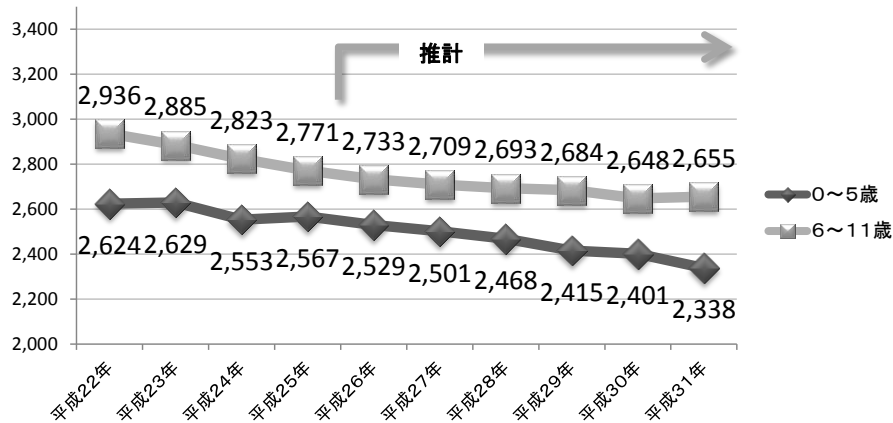
0歳～11歳の子どもの将来の人口について、平成20年から25年の1歳年齢ごとと男女別人口等を基に推計した結果は以下のとおりとなります。

本計画の年度中（平成27～31年度）にかけて、0歳～5歳（未就学児）及び6歳～11歳（小学生）の人口は減少する予想です。

▶ 児童人口の実績と推計

(人)

	実績				推計					
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
0歳	426	432	370	418	400	393	386	376	366	356
1歳	426	429	428	386	422	404	397	390	380	370
2歳	441	423	438	436	390	427	408	401	394	384
3歳	434	455	428	432	441	394	432	413	406	399
4歳	454	430	459	437	435	444	397	435	416	409
5歳	443	460	430	458	441	439	448	400	439	420
0～5歳計	2,624	2,629	2,553	2,567	2,529	2,501	2,468	2,415	2,401	2,338
6歳	459	451	447	433	459	442	440	449	401	440
7歳	468	461	464	440	436	462	445	443	452	404
8歳	498	472	466	463	442	438	465	447	445	454
9歳	473	501	471	462	463	442	438	465	447	445
10歳	522	474	503	471	462	463	442	438	465	447
11歳	516	526	472	502	471	462	463	442	438	465
6～11歳計	2,936	2,885	2,823	2,771	2,733	2,709	2,693	2,684	2,648	2,655
0～11歳計	5,560	5,514	5,376	5,338	5,262	5,210	5,161	5,099	5,049	4,993



(実績は各年度4月1日)

2 教育・保育施設の状況

幼稚園の利用状況

幼児の教育施設は「晴田幼稚園」「三日月幼稚園」「芦刈幼稚園」（以上、市立幼稚園）、「こどもの森幼稚園」「小城幼稚園」「牛津幼稚園」（以上、認定子ども園の幼稚園施設）、の6施設があり、その利用状況（合計）は下記のようになっています。

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定員数		670 人	705 人	760 人	760 人	640 人
利用人数 (市内 6 施設)	2 歳	26 人	26 人	0 人	0 人	17 人
	3 歳	176 人	166 人	166 人	144 人	134 人
	4 歳	194 人	208 人	183 人	159 人	159 人
	5 歳	188 人	202 人	195 人	174 人	162 人
合 計		584 人	602 人	544 人	477 人	472 人

保育所の利用状況

「三里保育園」「岩松保育園」「小城保育園」「砥川保育園」（以上、市立保育園）、「たちばな保育園」「さくら保育園」「芦刈保育園」（以上、私立保育園）、「わかば保育園」「エンジェル保育園」「こどもの森保育園」（以上、認定子ども園の保育施設）の 10 施設があり、その利用状況（合計）は下記のようになっています。

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定員数		870 人	870 人	935 人	960 人	960 人
利用人数 (市内 10 施設)	0 歳	37 人	54 人	64 人	70 人	81 人
	1 歳	113 人	102 人	123 人	144 人	120 人
	2 歳	125 人	127 人	138 人	167 人	158 人
	3 歳	158 人	149 人	173 人	174 人	179 人
	4 歳	157 人	170 人	173 人	202 人	188 人
	5 歳	190 人	160 人	184 人	187 人	209 人
合 計		780 人	762 人	855 人	944 人	935 人

認証保育施設の利用状況

認証保育施設には託児所などが含まれます。柔軟な対応や家庭的な雰囲気保育が実施されており、「みどり保育園」「おひさま保育園」「牛津託児所」の3施設があり、その利用状況（合計）は下記のようになっています。

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定員数		70 人	75 人	89 人	86 人	86 人
利用人数 (市内3施設)	0歳	15 人	18 人	12 人	15 人	15 人
	1歳	15 人	21 人	14 人	10 人	10 人
	2歳	6 人	8 人	25 人	16 人	9 人
	3歳	6 人	10 人	7 人	14 人	12 人
	4歳	5 人	3 人	6 人	3 人	11 人
	5歳	2 人	4 人	4 人	4 人	3 人
合 計		49 人	64 人	68 人	62 人	60 人

地域型保育事業の利用状況

市内の事業所内保育所は「ひらまつ病院」「ヤクルト小城センター」の2施設があり、その利用状況（合計）は下記のようになっています。

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
定員数		—	—	—	—	—
利用人数 (市内2施設)	0歳	4 人	3 人	4 人	5 人	9 人
	1歳	6 人	7 人	10 人	10 人	11 人
	2歳	12 人	7 人	10 人	11 人	10 人
	3歳	3 人	7 人	6 人	5 人	2 人
	4歳	2 人	3 人	3 人	2 人	1 人
	5歳	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合 計		28 人	27 人	33 人	33 人	33 人

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

本計画の「地域子ども・子育て支援事業」にあたる事業のうち、以下は「小城市次世代育成支援行動計画（後期計画）」等により従来も実施されていたものです。これまでの実施状況等は以下のとおりです。

地域子育て支援拠点事業

平成 23 年度から事業が開始され、現在、子育てひろばとして「ゆうゆう広場」（小城市児童センター「ゆうゆう」で開催）、「であいの広場」（牛津保健福祉センター「アイル」で開催）、「なかよし広場」（小城保健福祉センター「桜楽館」で開催）の3つの活動が行われています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	—	—	8,420 人	7,885 人	8,820 人
実施箇所数	—	—	3 箇所	3 箇所	3 箇所

（年延べ）

妊婦健康診査

医療機関において利用できる健診票を 14 枚発行する形で実施しています。利用回数ベースでは 80%弱の利用率となり、各自の事情等により全 14 回を使い切っていないことが伺えますが、利用者ベースで見ると対象者の 100%が利用しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	524 人	666 人	665 人	653 人	643 人
利用率 （利用者ベース）	100%	100%	100%	100%	100%
利用数 （年間延べ回数）	5,208 回	4,796 回	4,873 回	4,632 回	4,743 回
利用率 （利用回数ベース）	74.30%	76.90%	76.10%	76.80%	76.90%

乳児家庭全戸訪問事業

保健師・母子保健推進員による訪問を実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数(件数)	415 件	422 件	378 件	421 件	395 件
実施率	92.8%	96.3%	100.0%	100.0%	100.0%

養育支援訪問事業

平成 22 年度より事業を開始しました。保健師及び家庭相談員等専門員による指導を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問世帯数(人)	—	39 人	48 人	73 人	62 人

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

小城市では「子育て相互支援事業」として実施しています。一時預かり、家事、送迎のほか、子どもが軽い病気の時、病後の回復期、家族が病気や入院などで子どもの世話ができない時などについても対応しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員数	485 人	573 人	679 人	630 人
提供会員数	96 人	83 人	81 人	76 人
依頼会員の利用件数 (年間)	2,341 件	2,481 件	1,862 件	2,468 件

一時預かり事業

幼稚園における在園児の一時預かりが行われています。保育所では一時預かりは行われていません。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	14,143 人	13,724 人	10,957 人	11,450 人	15,452 人

(年延べ)

延長保育事業

市内保育所 10 か所で実施されています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	308 人	352 人	435 人	462 人	469 人

(年延べ)

病児保育事業

市外の小児科医に併設した保育施設での一時的預かりと、ファミリー・サポート・センターによる軽い病気の時、病後の回復期等の対応を実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数 (小児科医併設施設)	24 人	15 人	43 人	43 人	93 人
利用者数 (ファミリー・サポート・センター)	46 人	65 人	46 人	48 人	27 人

(年延べ)

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

各小学校区で放課後児童クラブを実施しています。現状は小学校1年～3年生までの児童が対象となっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象児童数 (6～8歳)	1,416 人	1,400 人	1,391 人	1,365 人	1,330 人
【低学年】 利用登録者数	355 人	353 人	361 人	383 人	432 人
【低学年】 利用登録数比率	25.1%	25.2%	26.0%	28.1%	32.5%

4 ニーズ調査の結果概要

本計画の策定にあたり、保護者の子育てに関する意識・意見や生活実態と、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」算出の基礎データを得るため、「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。就学前の子どもの結果概要は以下のとおりです。

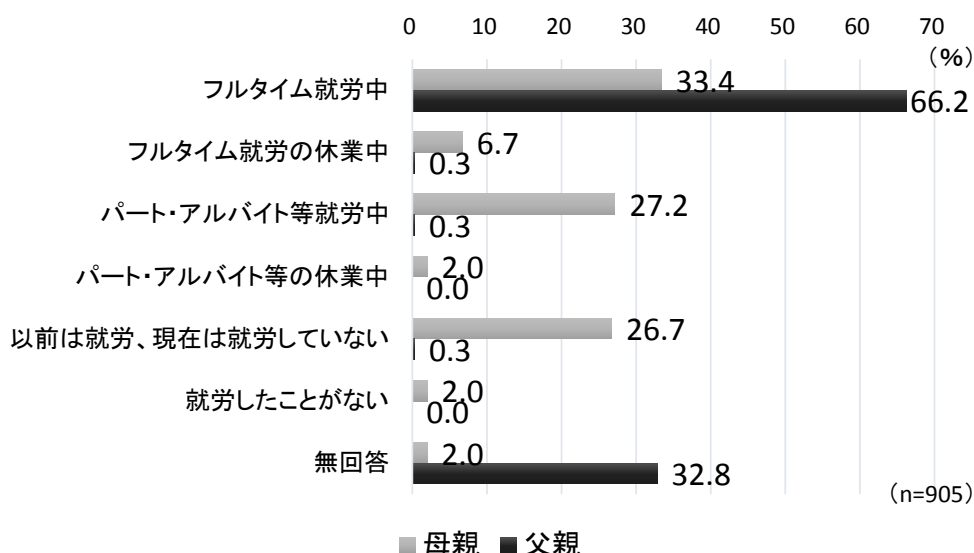
グラフを見るとききの留意点

- 原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。集計では回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、文及び図表の数字は小数点第2位以下を四捨五入して小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では割合の合計が100%を超えることがあります。
- 「n」は「Number of case」の略で、構成比算出の母数（回答者数）を示します。
- 「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることを表します。

（1）保護者の就労状況

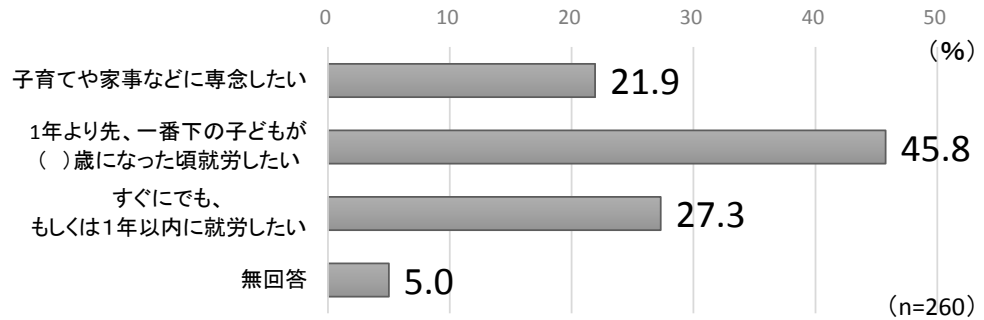
母親の就労状況については、「フルタイム就労中」が33.4%で最も高く、次いで、「パート・アルバイト等就労中」が27.2%、「以前は就労、現在は就労していない」が26.7%となっています。
一方、父親は「フルタイム就労中」がほとんどを占めています。

➤ 保護者の就労状況



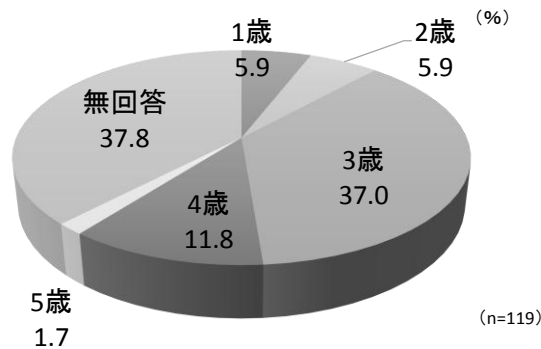
現在就労していない母親の就労意向は、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になった頃就労したい」が45.8%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が27.3%と、全体の就労意向は7割を超えており、就労意欲は非常に強くなっています。

➤ 現在就労していない母親の今後の就労意向



「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になった頃就労したい」119名の、就労希望の末子の年齢は3歳が37.0%、4歳が11.8%でした。1歳、2歳になった頃という希望は合わせて11.8%でした。

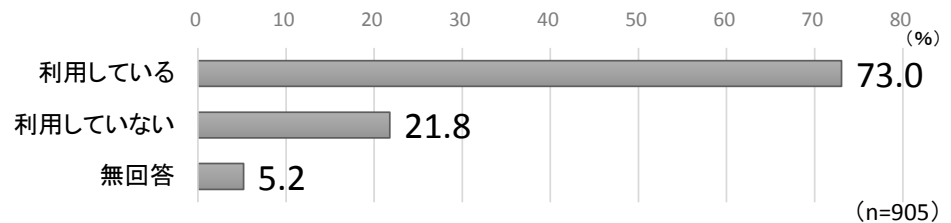
➤ 母親就労希望時期(末子の年齢)



(2) 教育・保育事業の利用について

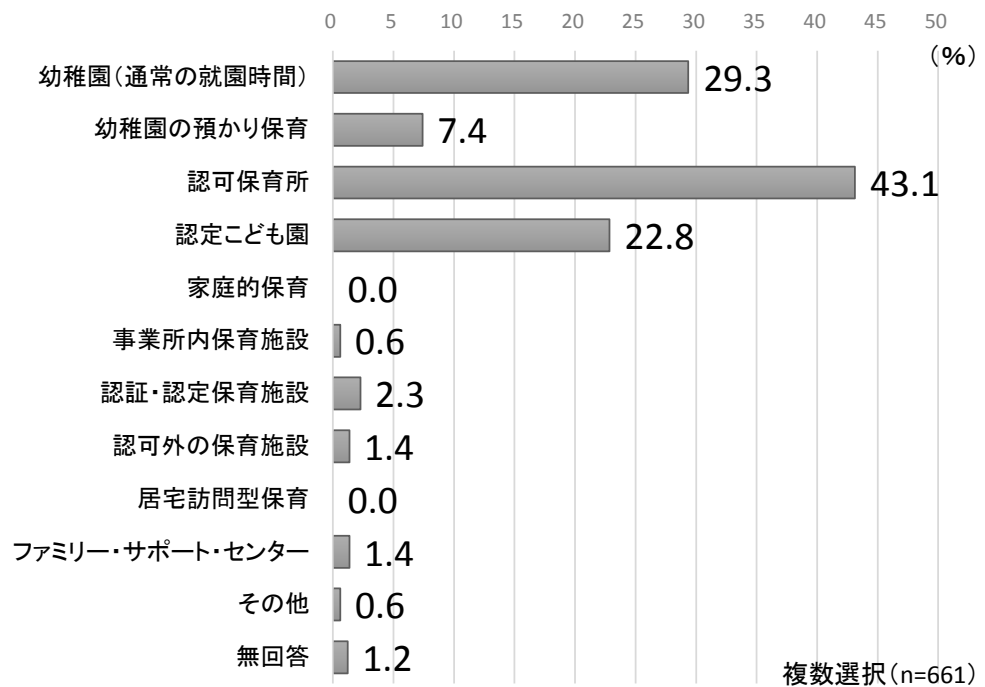
定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が73.0%、「利用していない」が21.8%となっています。

▶ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



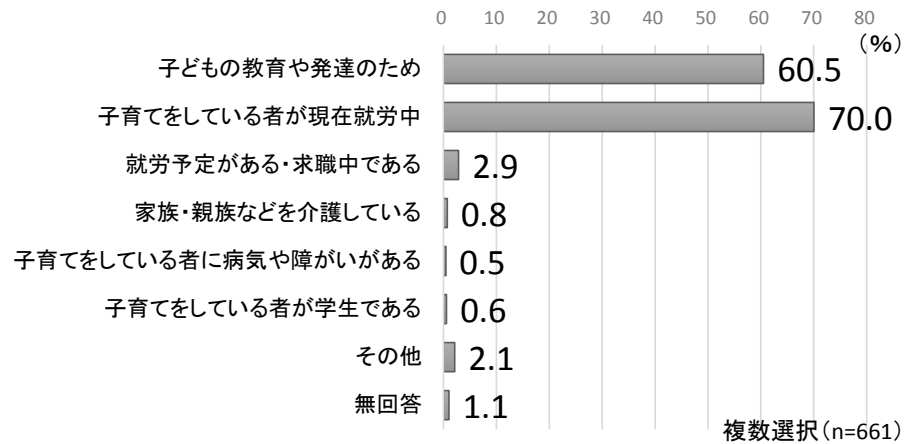
定期的にご利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が43.1%で最も高く、次いで、「幼稚園（通常の就園時間）」の29.3%、「認定こども園」の22.8%と続き、それ以外はいずれも数%の利用率となっています。

▶ 利用している教育・保育事業



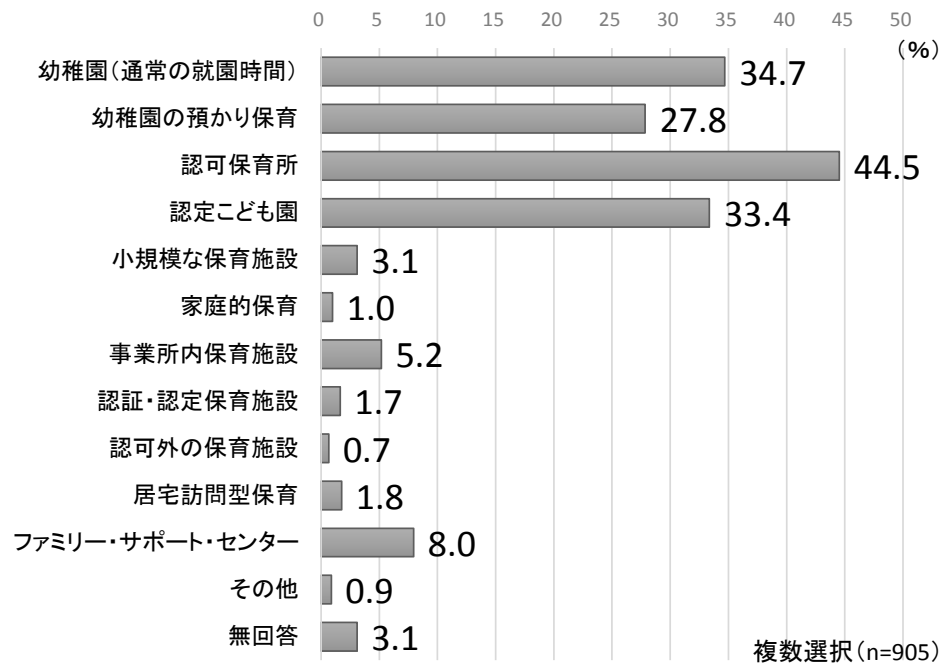
平日、定期的に事業を利用している理由は、「子育てをしている者が現在就労中」が70.0%で最も多く、「子どもの教育や発達のため」が60.5%でした。そのほかは新制度では保育の必要性を認められるものとなりますが、いずれも少数でした。

➤ 平日定期的に教育・保育の事業を利用している理由



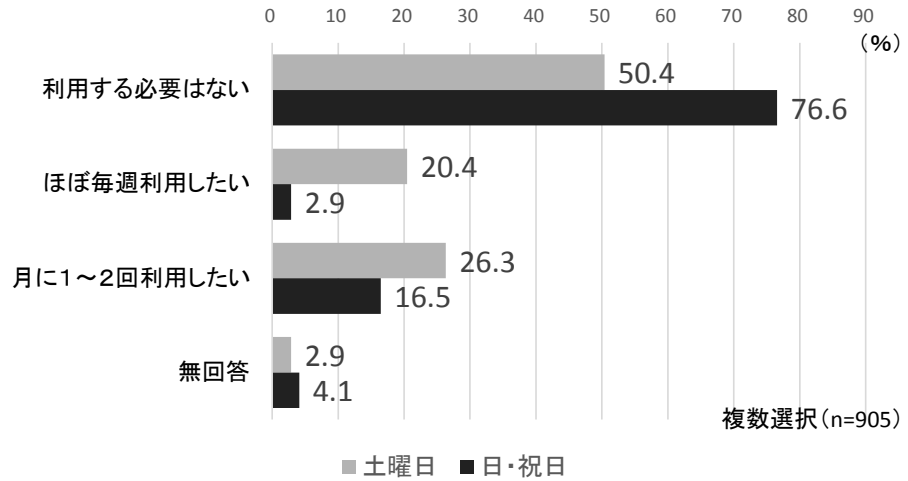
今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が44.5%で最も多く、次いで、「幼稚園」が34.7%、「認定こども園」が33.4%、「幼稚園の預かり保育」27.8%となっています。

➤ 今後、利用したい教育・保育事業



土曜日、日曜・祝日のサービス利用意向について、土曜日では「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合わせ46.7%と約5割となっています。日曜・祝日では「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回利用したい」を合わせても19.4%と低くなっています。

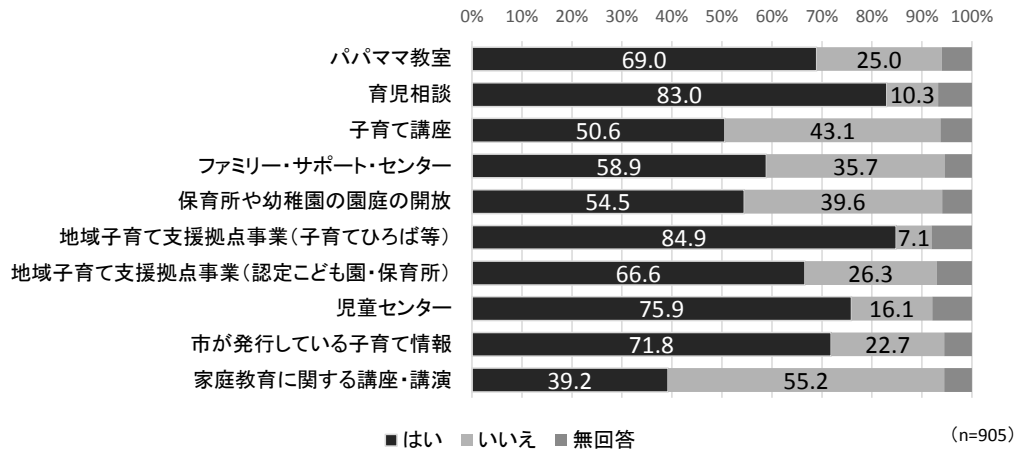
➤ 土曜日・日曜祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望



(3) 地域の子育て支援サービスの利用

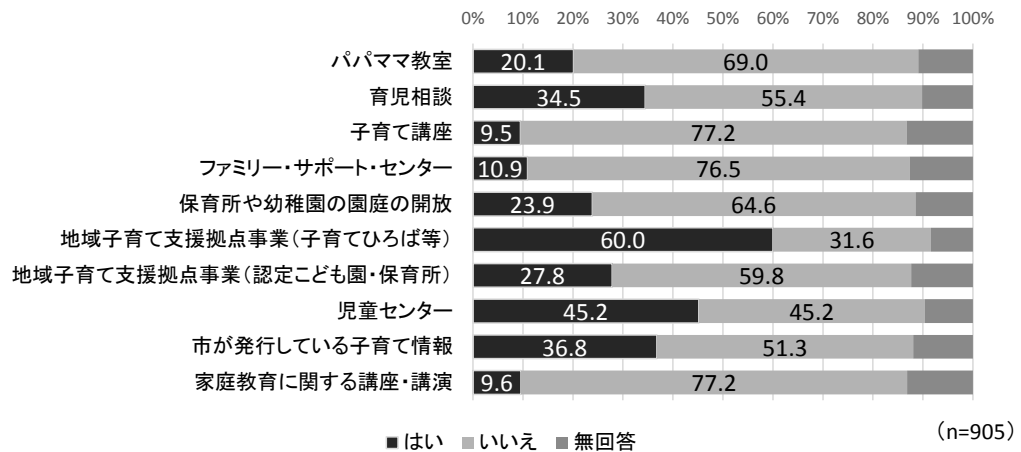
各種の子育て支援サービスの認知状況では、「地域子育て支援拠点事業（子育てひろば等）」が84.9%、「育児相談」が83.0%と高く、「児童センター」（75.9%）、「市が発行している子育て情報」（71.8%）と続いています。一方、「家庭教育に関する講座・講演」は39.2%となっています。

➤ 地域の子育て支援サービスを知っているか



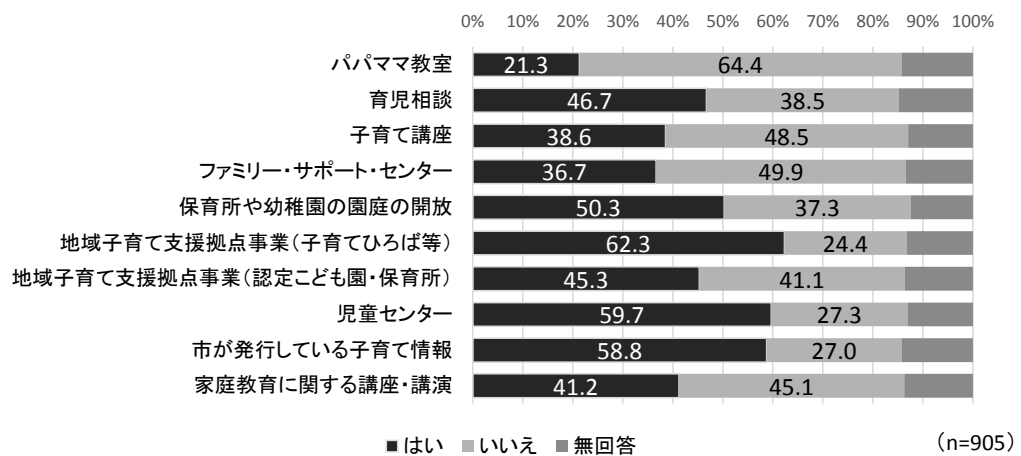
利用経験では、「地域子育て支援拠点事業（子育てひろば等）」が60.0%と目立って高くなっていますが、その他は半数以下で、「子育て講座」が9.5%、「家庭教育に関する講座・講演」が9.6%、「ファミリー・サポート・センター」が10.9%、「パパママ教室」が20.1%、「保育所や幼稚園の園庭の開放」が23.9%、「地域子育て支援拠点事業（認定こども園・保育所）」が27.8%となっています。

➤ 地域の子育て支援サービスを利用したことがあるか



今後の利用意向としては、「地域子育て支援拠点事業（子育てひろば等）」が62.3%、「児童センター」が59.7%、「市が発行している子育て情報」が58.8%、「保育所や幼稚園の園庭の開放」が50.3%と高くなっています。その他は半数以下で、「パパママ教室」が21.3%、「ファミリー・サポート・センター」が36.7%、「子育て講座」が38.6%などとなっています。

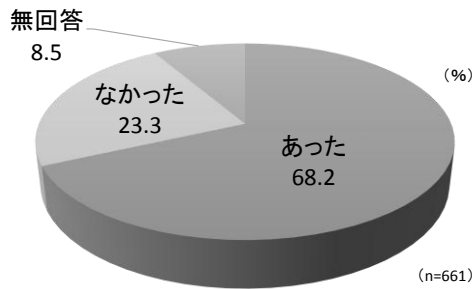
➤ 地域の子育て支援サービスを、今後利用したいか



(4) 子どもが病気やケガのときの対応

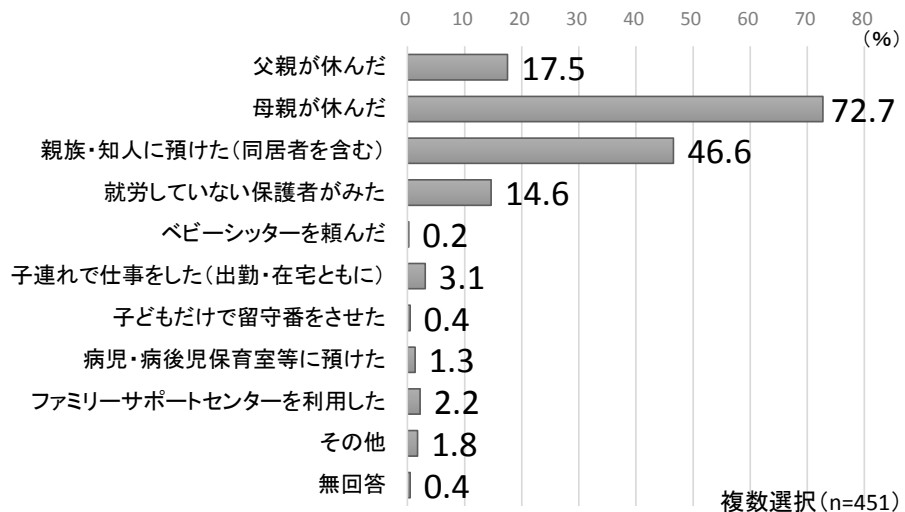
この1年間に子どもの病気やケガで事業を利用できなかった経験では、「あった」が68.2%、「なかった」が23.3%となっています。

▶ 子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験



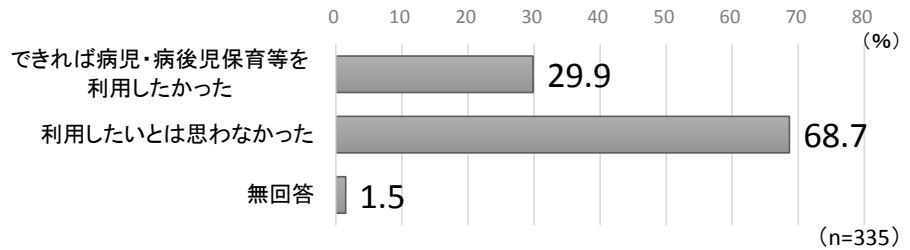
その時の対処方法は、「母親が休んだ」が72.7%で最も多く、「(同居者を含む) 親族・知人に預けた」が46.6%、「父親が休んだ」が17.5%、「就労していない保護者がみた」が14.6%となっています。

▶ 子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったときの対処方法



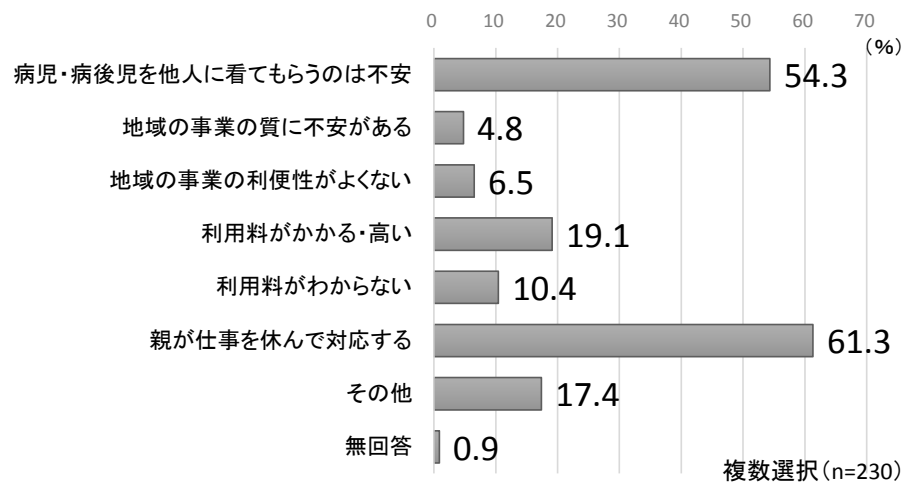
病児・病後児保育施設等の利用については、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したかった」が29.9%に対して「利用したいとは思わなかった」が68.7%で、病児・病後児保育の利用を希望しない人が7割近くを占めています。

➤ 病児・病後児保育施設等の利用意向



病児・病後児保育施設等を利用したいとは思わなかった理由では、「親が仕事を休んで対応する」が61.3%、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が54.3%と、何らかの対応が可能なケースと施設に預ける不安感の2つが多くなっています。

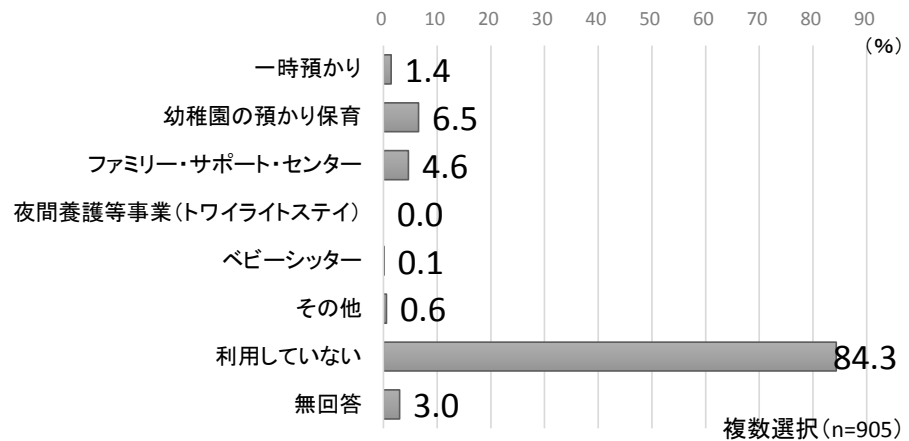
➤ 病児・病後児保育施設等を利用しようと思わなかった理由



(5) 不定期の教育・保育事業の利用

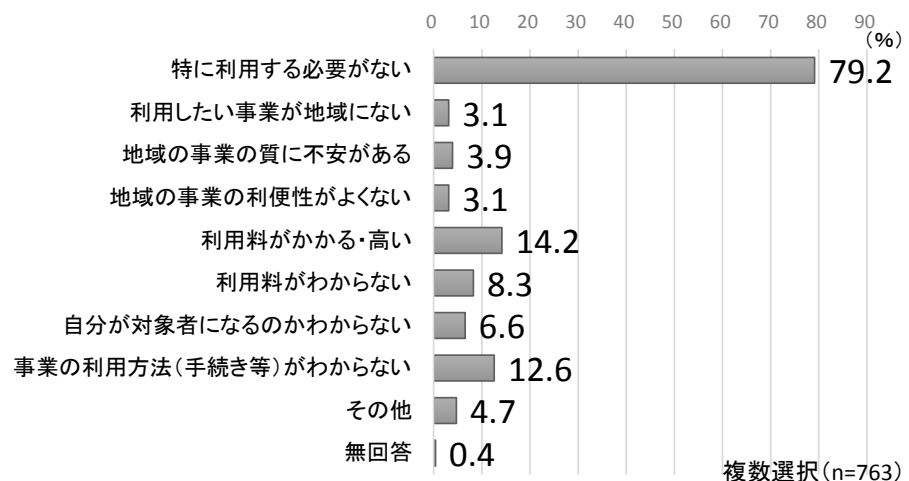
私用、親の通院、不定期就労等の目的で不定期に利用している教育・保育事業については、「利用していない」が84.3%で大半を占めています。利用しているものでは「幼稚園の預かり保育」が6.5%、「ファミリー・サポート・センター」が4.6%などとなっています。

▶ 不定期に利用している教育・保育事業



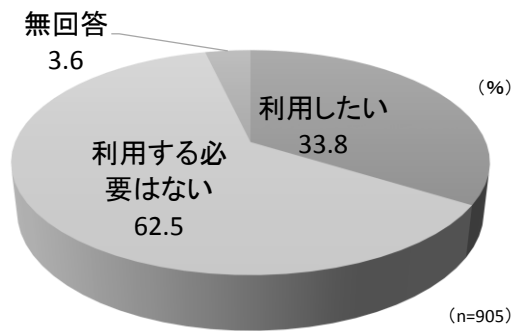
不定期に教育・保育事業を利用していない理由では、「特に利用する必要がない」が79.2%で大半を占めています。

▶ 不定期に教育・保育事業を利用していない理由



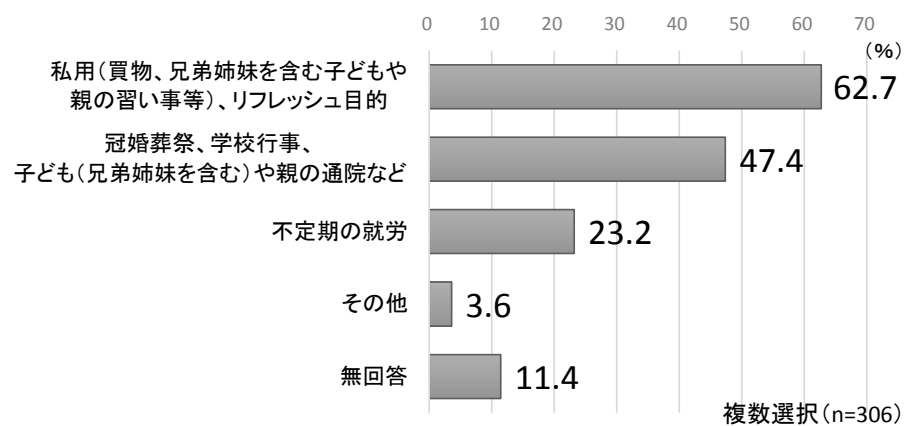
今後の不特定の教育・保育事業の利用については、「利用したい」が33.8%にとどまり、「利用する必要はない」が62.5%を占めていました。

➤ 今後の不特定の教育・保育事業の利用希望



不特定の教育・保育事業を利用したい理由は、「私用（買物、兄弟姉妹を含む子どもや親の習い事等）、リフレッシュ目的」が62.7%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が47.4%、「不特定の就労」が23.2%となっています。

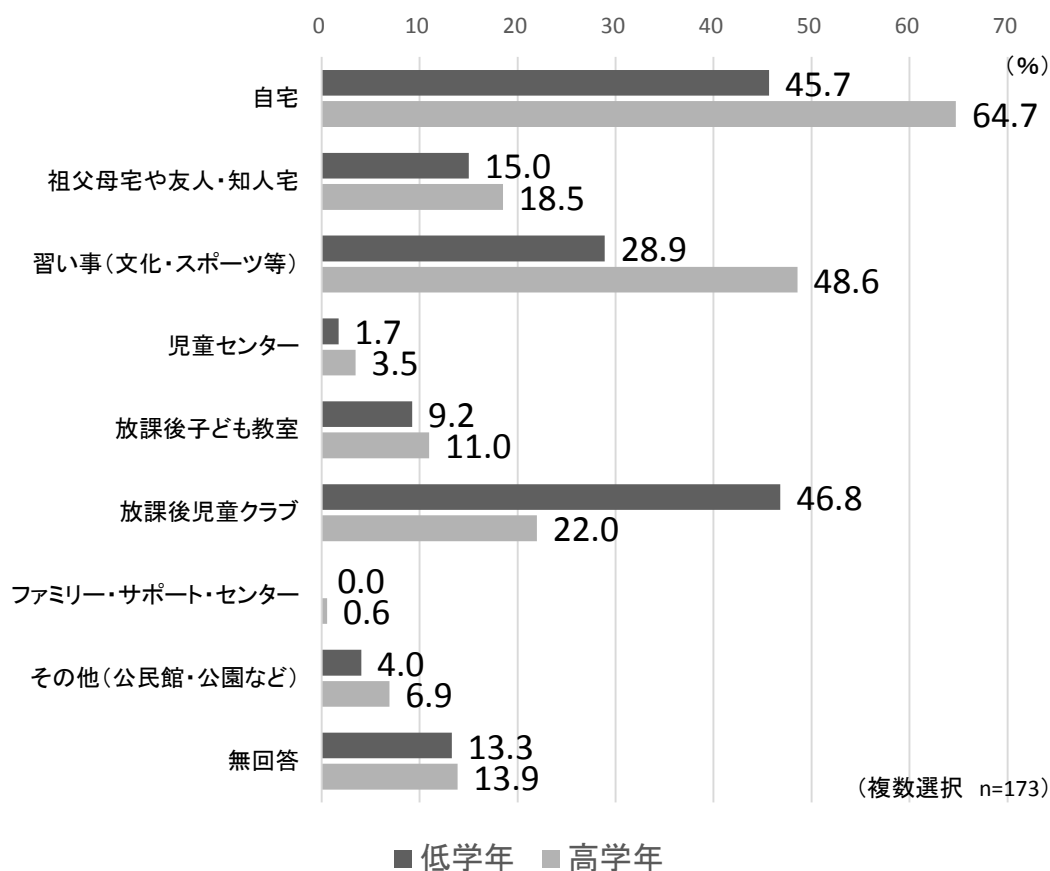
➤ 不特定の教育・保育事業を利用したい理由



(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方

未就学児童の保護者に、小学校就学後の放課後を過ごさせたい場所をたずねたところ、低学年のうちは、「放課後児童クラブ」が46.8%と最も高く、次いで「自宅」が45.7%、「習い事(文化・スポーツ等)」が28.9%、「祖父母宅や友人・知人宅」が15.0%となっています。
 高学年になってからは、「自宅」が64.7%と最も高く、次いで「習い事(文化・スポーツ等)」が48.6%、「放課後児童クラブ」が22.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が18.5%となっています。

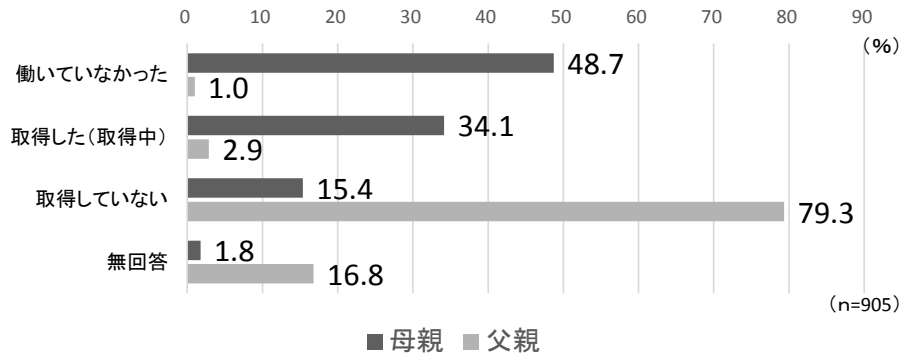
▶ 平日の放課後を過ごさせたい場所(低学年・高学年)



(7) 育児休暇の取得

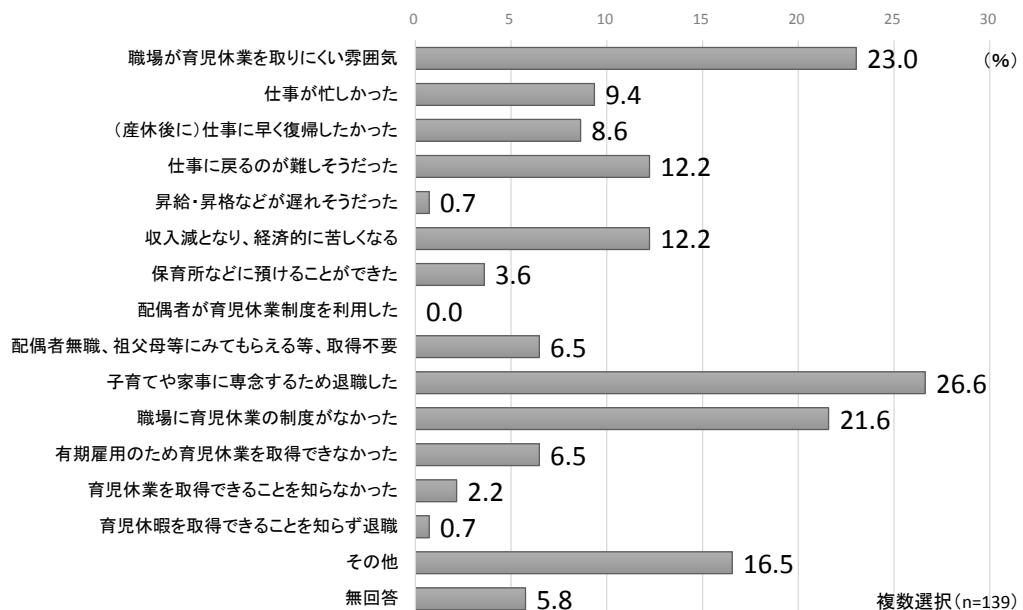
母親の育児休暇の取得状況は、「働いていなかった」が48.7%で最も高く、次いで、「取得した(取得中である)」が34.1%、「取得していない」が15.4%の順になっています。父親の育児休暇の取得状況は、「取得していない」が79.3%で大半を占めています。

➤ 育児休暇の取得状況



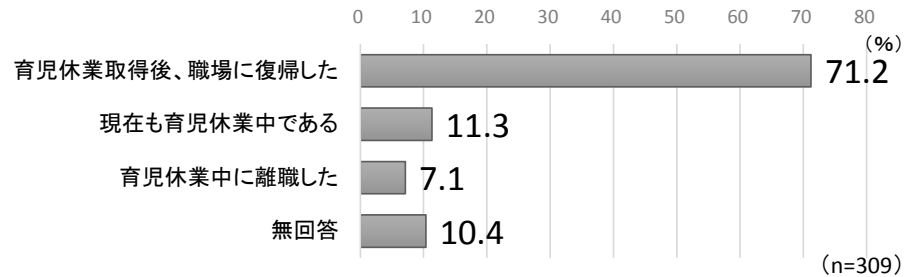
母親が育児休暇を取得しなかった理由では、「子育てや家事に専念するため退職した」が26.6%、「職場が育児休業を取りにくい雰囲気」が23.0%、「職場に育児休業の制度がなかった」が21.6%と高くなっています。

➤ 母親が育児休暇を取得しなかった理由



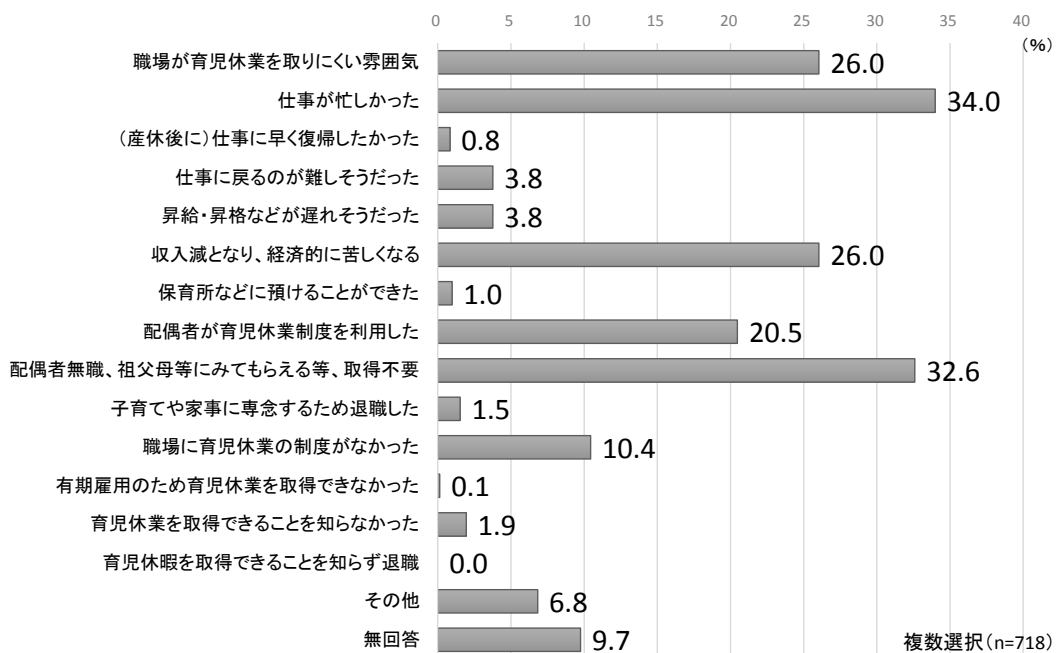
母親が育児休業取得後、職場に復帰したかについては、「育児休業取得後、職場に復帰した」が71.2%で最も高く、「育児休業中に離職した」が7.1%となっています。

➤ 母親が育児休業取得後、職場に復帰したか



父親が育児休暇を取得しなかった理由では、「仕事が忙しかった」が34.0%、「配偶者無職、祖父母等にみてもらえる等、取得不要」が32.6%と多く、「職場が育児休業を取りにくい雰囲気」「収入減となり、経済的に苦しくなる」が26.0%でした。

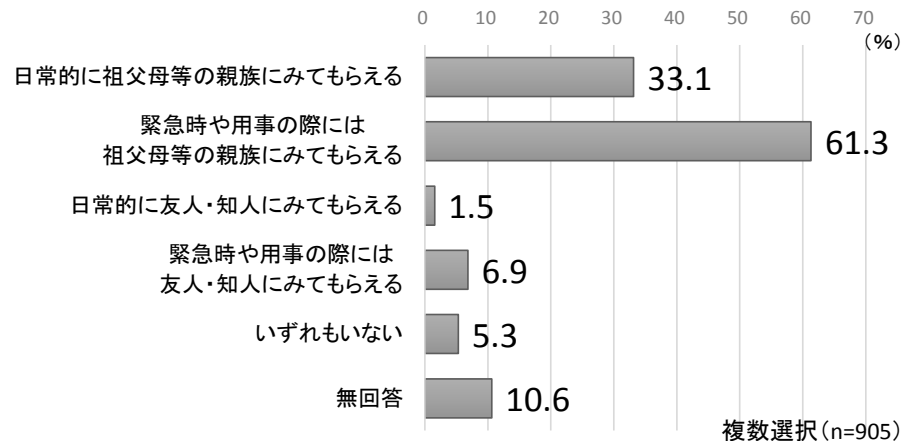
➤ 父親が育児休暇を取得しなかった理由



(8) 家庭の子育て環境、地域の子育て環境

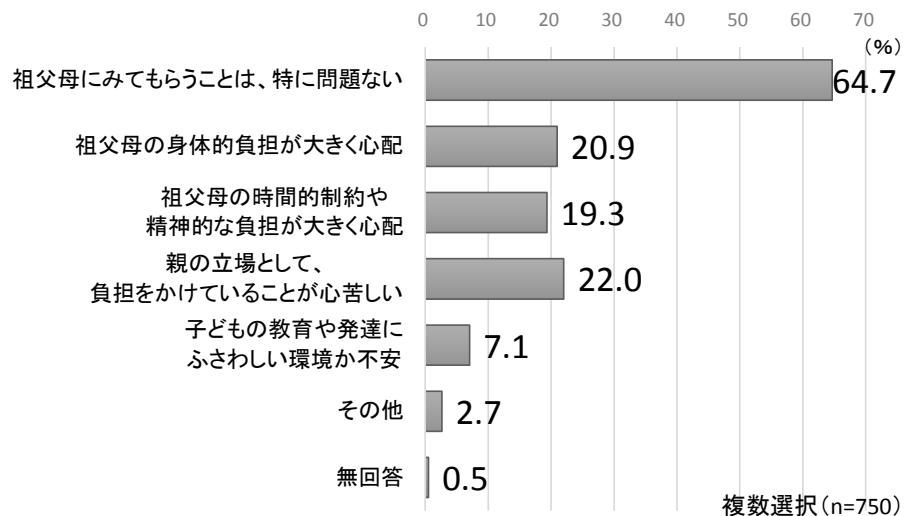
日常的に子どもをみてくれる親族・知人の有無では、「緊急時には祖父母等の親族にみてもらえる」が61.3%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が33.1%となっています。

➤ 日常的に子どもをみてくれる親族・知人の有無



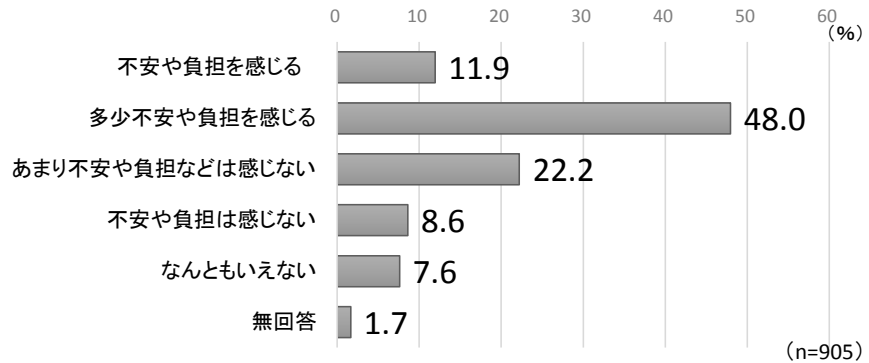
祖父母等の親族にみてもらえる人にその状況をたずねたところ、「祖父母にみてもらうことは、特に問題ない」が64.7%で最も多くなりました。しかし、「親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が22.0%、また、祖父母等の身体的負担や時間的制約・精神的な負担を心配する人もそれぞれ20%前後みられました。

➤ 祖父母等に子どもをみてもらっている状況



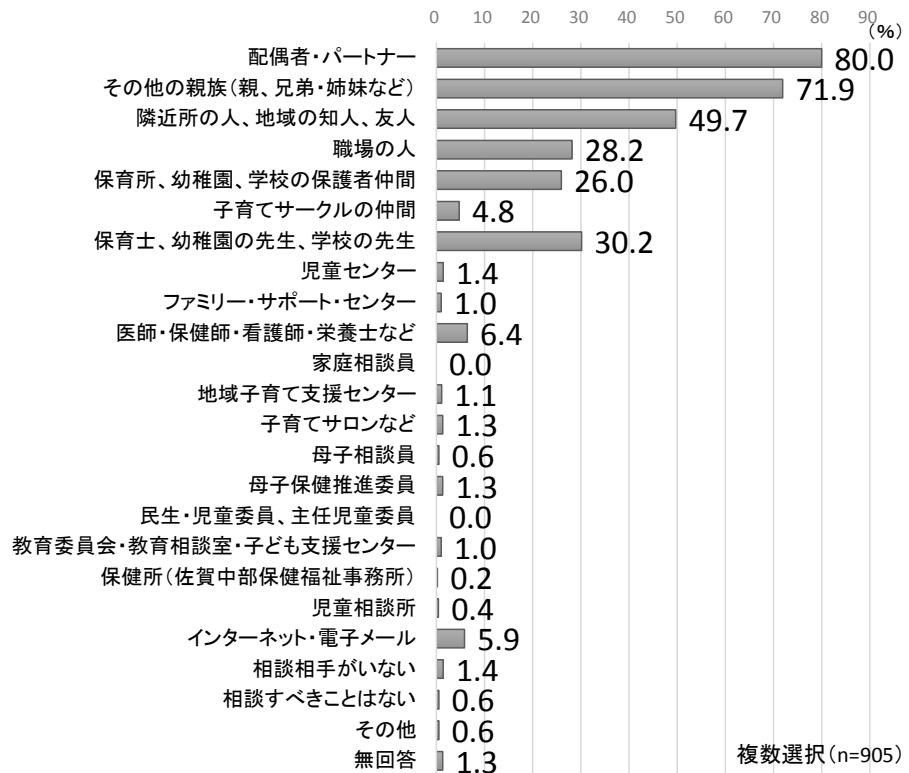
子育てに関する不安感や負担感については、「不安や負担を感じる」と「多少不安や負担を感じる」が合わせて59.9%を占めています。一方、「あまり不安や負担などは感じない」と「不安や負担は感じない」が合わせて30.8%となっています。

➤ 子育てに関する不安感や負担感



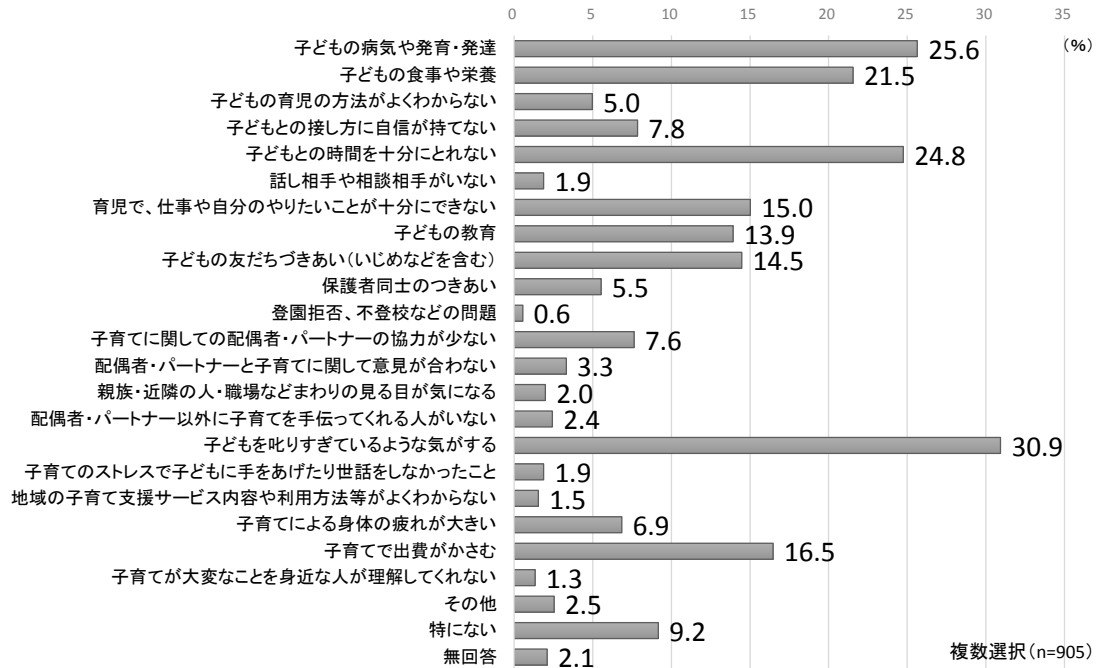
子育てに関する相談相手は、「配偶者・パートナー」が80.0%で最も高く、次いで「その他の親族（親、兄弟・姉妹など）」が71.9%、「隣近所の人、地域の知人、友人」が49.7%となっています。「保育士、幼稚園の先生、学校の先生」が30.2%みられますが、地域の子育てサービスや窓口相談する率は総じて低くなっています。

➤ 子育てに関する相談相手



子育てに関して日常悩んでいること、気になることについては、「子どもを叱りすぎているような気がする」が30.9%で最も高く、次いで「子どもの病気や発育・発達」が25.6%、「子どもの食事や栄養」が24.8%、「子どもとの時間を十分にとれない」が24.8%、「子どもの食事や栄養」が21.5%、「子育てで出費がかさむ」が16.5%となっています。

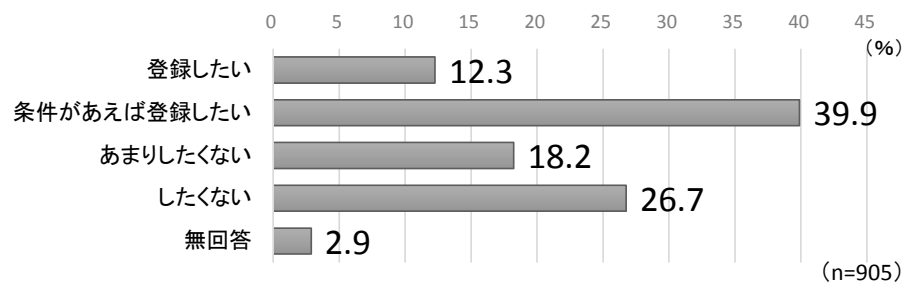
➤ 子育てに関して日常悩んでいること、気になること



(9) 地域との関わり

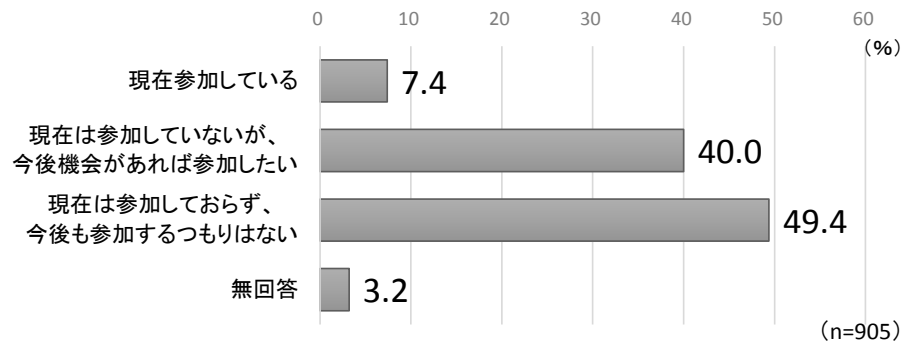
「ファミリー・サポート・センター」の協力会員（子どもを預かる会員）としての登録意向については、「登録したい」と「条件があれば登録したい」を合わせると52.2%となっており、「あまりしたくない」と「したくない」を合わせた44.9%に比べ、わずかながら高くなっています。

➤ ファミリー・サポート・センターの協力会員への参加意向



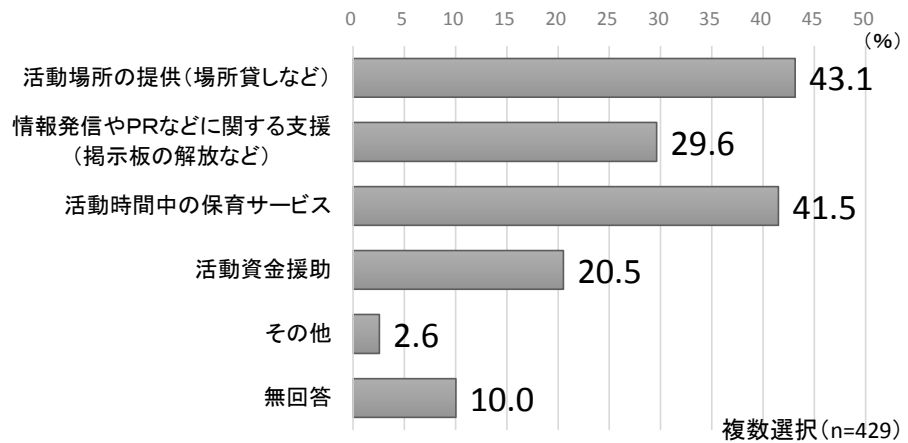
子育てサービスなどの自主的な活動への参加については、「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」が49.4%、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」が40.0%となっており、「現在参加している」は7.4%でした。

➤ 子育てサービスなどの自主的な活動への参加状況



自主的な活動へ参加している人と参加意向のある人に、参加にあたり行政に行ってもほしい支援についてたずねたところ、「活動場所の提供（場所貸しなど）」が43.1%で最も高く、次いで、「活動時間中の保育サービス」が41.5%、「情報発信やPRなどに関する支援」が29.6%となりました。

➤ 自主的な活動をしていくにあたって、行政に行ってもほしい支援



5 小城市の子ども・子育て支援の課題

ここまでの、子どもを取りまく環境やニーズ調査結果等から、小城市の子ども・子育て支援の課題を以下のようにまとめます。

高齢化・核家族化の進行への対応

ニーズ調査では、日常的もしくは緊急時・用事のある時に、子どもを祖父母等の親族にみてもらえる家庭が多くみられました。その際の祖父母等の負担について「特に問題ない」と回答している率も高く、子育てに関する相談相手では「配偶者・パートナー」80.0%に次いで「その他の親族（親、兄弟・姉妹など）」が71.9%という高い比率を示しています。

小城市の子育て家庭にとって、祖父母を始めとする親族の存在が大きな支えになっていることがうかがえます。

しかし、高齢化及び核家族化が着実に進行していることを考えると、このように親族の支援を得られる状況が今後いつまでも続くとはかぎりません。

子育て支援において、今後ますます地域社会及び教育・保育サービスの果たす役割は大きくなっていくと考えられます。

女性が活躍できる社会へ向けた、子育て期の就労への対応

小城市の女性の就労状況では、いわゆる「M字カーブ」がゆるやかで、出産・育児期の年齢層でも仕事を続けるケースが多いことがうかがえます。特に30代の女性の労働力率は10年前と比較して上がっています。

ニーズ調査による母親の育児休暇の取得状況では「働いていなかった」が48.7%で最も高く、「取得した（取得中）」が34.1%、「取得していない」が15.4%でした。育児休業を取得した母親は、71.2%がその後に職場復帰しています。

父親は「育児休業を取得していない」が79.3%ですが、その理由では配偶者が働いていない、あるいは祖父母にみてもらえる、といった回答が多く、上述の親族の協力と並んで母親の育児に頼っていることもうかがえます。

今後、女性が活躍できる社会環境の整備はますます求められることとなります。出産後一定期間を経てからの母親の就労を助ける子育て支援、男女を問わず仕事と子育ての両立を支援する方策が一層重要になってくると考えられます。

子育てに関する不安感・負担感の軽減

ニーズ調査では、子育てに関する不安感や負担感について「不安や負担を感じる」と「多少不安や負担を感じる」が合わせて59.9%みられました。

不安解消の一助となる、子育てに関する相談先では、配偶者及び（保護者の）親・兄弟・姉妹など親族が非常に多く、地域の友人・知人も高い率となっています。

子育てに関する不安感や負担感は近年になって急に発生したものとは言えないでしょう。いつの時代でも、特に第一子では父母ともにあったものと思われる。

しかし、少子化の進行に伴う地域の子育て家庭の減少、核家族化により身近な相談相手が減っていくこと、就労への希望など、子育て家庭をとりまく環境の変化で不安や負担を感じる保護者が増加していると考えられ、今後はその解消も親族・知人によるサポートだけでは受け止められなくなっていく可能性があります。

近年では、核家族化や母親の社会での孤立等による不安や心理的負担から生じるストレスが子育てに影響しているとも言われています。

不安や負担を感じることなく楽しく子育てのできる支援の充実が、ますます重要になると考えられます。

保護者が地域と関わる機会や、地域による子育て支援機会の創出

子育てに関して、親族や友人・知人、保護者仲間など、血縁や個人的なつながりによる相談先が多いことは前述のとおりですが、一方では保護者の間に社会的な活動への参加の意欲もみられます。

例えば、ニーズ調査でファミリー・サポート・センターの協力会員への登録の意向が半数を超えていること、子育てサービスなどの自主的な活動への参加も、4割が「今後機会があれば参加したい」としていることなどが挙げられます。

その際の、行政に対する要望では、活動場所の提供（場所貸しなど）や情報発信の支援などが求められていました。また、活動期間中の保育サービスを求める声もあります。

子育て中や、子育て経験がありながら社会復帰の機会を得にくい状況にある地域の方がその力を活かしていけるような、地域・行政ぐるみのサポートも重要になると考えられます。

「幼児教育」と「子育て支援」、多様化する保護者ニーズへの対応

ニーズ調査により教育・保育の需要量の見込みを算定する過程では、保育が必要とされる2号認定において幼児期の教育を希望する層の存在が認められました。

保護者の子育てに関するニーズは多様化してきています。これまでは、幼稚園が「集団生活のなかで充実した就学前教育を受けさせたい」という、保育の必要がない子どもの親のニーズに対応してきたのに対し、保育所は「働いている間、子どもを預かってほしい」という保育の必要性のある子どもの親のニーズに応え、子育てと仕事の両立を実現するための施設という位置づけでサービス提供を行ってきました。

このように、「幼児教育」と「子育て支援」という棲み分け・共存関係にあったそれぞれに対し、両方のニーズに応えてほしいという保護者からの要望が強くなってきています。

今回の新制度による「認定こども園」普及促進は、待機児童の解消の策というだけでなく、そうした保護者ニーズの多様化に対応する側面もあると捉えられます。

すでに小城市では「小城市幼児教育振興計画」（計画期間：平成21年度～平成25年度）により、保育所における「保育目標」、幼稚園における「教育目標」に基づく具体的な施策を講じてきました。

この方針と実践を継承し、幼児の健全な育成を達成していくことは、今後さらに重要性が増すと考えられます。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

小城市ではこれまで、お互いが助け合いながら子育てのできる地域社会づくり、そのためのネットワークを地域全体で創りあげていくことの重要性を謳い、「子どもとともに育ち、育てあうまち 小城市」を基本理念とする「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」を中心に、市の将来を担う子どもたちが健やかで力強く生きていけるまちづくりを推進してきました。

その背景には、平成20年に策定された「小城市幼児教育振興計画」で掲げられた「子どもは、小城市のたから」という考え方があります。

この次世代育成の理念と幼児教育振興に関わる考え方は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものであると考えます。

そのことから、本市の子ども・子育て支援事業を定める本計画においても、これからも変わることのない理念として次世代育成の理念を継承していくこととします。

また、計画の目指すところとその前提となる考え方を示すキャッチコピーとして、「子どもは、小城市のたから」を計画書の副題に設定します。

基本理念

子どもとともに育ち、育てあうまち 小城市

計画の基本とする考え方

子どもは、小城市のたから

2 基本的な施策の体系と方針

子ども・子育て支援新制度は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本としています。

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すことが国の指針としてもあげられています。

小城市においても、上記の考え方に沿い、本計画における基本的な施策の体系と方針を以下のように定めます。

基本理念	基本的な施策	基本方針
子どもとともに育ち、育てあうまち 小城市 ——子どもは、小城市のたから——	次世代育成支援に関する施策	「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」を継承し、全ての子どもが健やかに成長できるよう、地域ぐるみの子育て支援、母親と乳幼児の健康、教育環境や生活環境の整備、職業と子育ての両立、子どもを取り巻く安全の確保、要保護児童や障がいのある子への対応など、さまざまな取り組みを進めます。
	地域における子育ての支援	
	母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	
	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
	子育てを支援する生活環境の整備	
	仕事と生活の調和の実現の推進	
	子ども等の安全の確保	
	要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	
	幼児期の学校教育・保育の充実	幼児期の学校教育・保育ニーズにこたえられるよう、施設整備等による量的拡大・確保を図ります。 さらに、教育・保育の一体的提供、施設の質の向上等により、より良い幼児期の学校教育・保育の提供を図ります。
	幼児期の学校教育・保育の提供	
	教育・保育の一体的提供推進	
	教育・保育施設の質の向上	
	幼・保・小連携の体制強化	
地域型保育事業と教育・保育施設との連携、地域一体の支援		
地域子ども・子育て支援事業等の実施	新制度の枠組みに沿い、妊娠・出産期から幼児期、学童期、18歳未満までの子どもに対し、切れ目なく、保護者の状況に応じた相談や情報提供、学びの支援を行うとともに子どもの健全な発達のための環境を整えます。 施設利用の円滑化や仕事と子育ての両立支援など総合的な支援を図ります。	
地域子ども・子育て支援事業 ↳13事業		
産休・育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保		
専門的な知識及び技術を要する支援の県施策との連携		
職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備		

また、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを支えるために、乳児期から学童期のそれぞれの段階の子どもの育ちに伴う配慮や、社会のあらゆる構成員がそれぞれの立場で持つべき意識などについて、以下の視点に立って施策を推進します。

子どもの育ちに伴う視点

- ①乳児期：一般に、身近にいる特定の大人との愛着を育みながら、身体的にも著しい発育・発達が見られる時期。子どものさまざまな行動や欲求に、身近な大人がいち早くかつ積極的に関わり、人に対する基本的な信頼感の芽生えや情緒の安定が図られるよう配慮することが重要。
- ②幼児期 3歳未満：一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、さまざまな動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期。こうした姿を積極的に受け止めて、子どもに自信を持たせ、安心感や安定感を与えて、身近な環境への自発的な活動などを助けるようにすることが重要。
- ③幼児期 3歳以上：一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することで豊かな感性と好奇心、探究心や思考力が養われ、その後の生活や学びの基礎になる時期。ものや人との関わりにおける自己表出を通じての、育ちに大切な自我や主体性の芽生えを助けることが重要。
- ④学童期：就学後は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む学習やさまざまな体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後などにおける子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要。

以上のような子どもの成長に伴う各時期の特質を捉え、切れ目のない支援の提供とともに、それぞれに応じた支援を図ります。

全ての子どもへの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことが必要です。

- ①保護者：家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち地域社会に参加していこうという意識を持つことが重要。
- ②地域社会：家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、コミュニティの中で子どもを育むことが重要。教育・保育施設は、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担い、地域に開かれ、共にあること。地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することが重要。
- ③事業主：子育て中の労働者が男女問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援など、職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが重要。

以上のように、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じられるようにすることを目指して社会環境の整備を図ります。

第4章 次世代育成支援に関する施策

本計画では、次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、小城市においてこれまで取り組んできた「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」（以下、次世代計画）を評価・検証し、継承します。事業の概要及び方針は以下のとおりです。

記載順は次世代計画に準じており、新制度の枠組みで実施されるもの及び市の関連計画と連携するものの分類を【計画】欄に付記してあります。

また、表中の「関係課」欄は、本計画が平成27年4月からスタートすることを踏まえ、新しい担当部署の名称を記載しています。また、旧部署を（ ）に記載しています。

【計画】欄の凡例

- A=子ども・子育て支援計画（教育・保育の提供）
- B=子ども・子育て支援計画（その他の事業）
- C=子ども・子育て支援計画（地域子ども・子育て支援事業：13事業）
- D=小城市教育振興基本計画（学校教育の充実）
- E=小城市総合計画
- F=障がい福祉計画

1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

①多様な保育サービスの展開

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 保育所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の保護者が仕事、病気、介護等の理由で子どもを保育することができない場合に、保護者に代わって子どもを保育することを目的とした児童福祉施設。 ・待機児童ゼロを目指して保育所受け入れ児童数を増やすとともに、施設整備を推進。 ・入所需要と供給のバランスを確認し、施設の定員増を推進して行く。 	保育幼稚園課 (こども課)	A
2 認可保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童ゼロを目指して保育所受け入れ児童数を増やすとともに、施設整備を推進。 ・入所需要と供給のバランスを確認し、施設の定員増を推進して行く。 	保育幼稚園課 (こども課)	A
3 認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設には託児所や事業所内保育所が含まれているが、認可は受けていないものの、柔軟な対応やユニークな保育を行っている場合もある。 ・保育サービスの供給増を図るため、良質な認可外保育施設を支援する。 ・認可保育所や小規模保育施設への移行を希望する施設について移行の支援を行う。 	保育幼稚園課 (こども課)	B
4 延長保育	<ul style="list-style-type: none"> ・保育時間を通常時間よりも延長して保育する事業。 各施設の延長保育の充実に向けて支援を行う。 	保育幼稚園課 (こども課)	B
5 一時保育事業 (一時預かり事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃は家庭で保育していても、パート勤務、病気の介護、冠婚葬祭、育児の心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に保育所を利用することができる。週3日以内、月14日まで利用可能。 ・認定こども園については、現在も預かり保育を実施しているため、継続して一時保育を実施していただくよう調整を行う。 ・認可保育所については、保育室や保育士の確保について支援を行う。 	保育幼稚園課 (こども課)	C
6 休日保育	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜や祝日などの休日に家庭での保育が困難な保護者のために、平日の保育に準じて休日に実施する保育サービス。 ・保育室や保育士の確保について支援を行う。 	保育幼稚園課 (こども課)	B
7 ファミリー・サポート・センター事業 (子育て相互支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の保育サービスでは対応できないサービスを提供するために設置された子育てを支援できる者と支援を受けたい者を結びつける、地域における子育て相互支援組織。 ・すべての認定こども園や認可保育所でも事業実施ができるように支援を行う。 	社会福祉課 (こども課)	C

第4章 次世代育成支援に関する施策

8 子育て支援総合 コーディネーターの 配置 (地域子育て支援 拠点事業)	<ul style="list-style-type: none"> 地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を地域子育て支援センター、NPO 等への委託等により配置し、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行う。 地域子育て支援拠点事業について検討する必要がある。 	社会福祉課 (こども課)	C
9 放課後児童健全 育成事業 (放課後児童 クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> 共働き等により保護者が昼間家庭にない小学生の児童を対象に、授業の終了後に児童館、学校の余裕教室などを利用して、その健全な育成を図る事業。 25年度のニーズ調査の結果をもとに平成 27 年度以降の事業計画の作成が必要となっている。保護者の負担金の見直しも検討する必要がある。 	教育総務課 (学校教育課)	C
10 子育て短期支援 事業 (ショートステイ)	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな事情で子どもを家庭で養育することが一時的に難しくなった時など、乳児院や児童養護施設で、短期間(7日間程度)子どもを預かるサービス。 委託先の検討。 	社会福祉課 (こども課)	C
11 乳幼児健康支援 一時預かり事業 (病児保育事業) (施設型)	<ul style="list-style-type: none"> 保育所に通う児童等が「病気回復期」のため登園できない場合に、病院等に付設された施設で一時預かることにより、子育てと仕事の両立を支援するサービス。 市内病院や保育所での実施検討。 	社会福祉課 (こども課)	C
12 預かり保育 (一時預かり事業)	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園において通常の教育時間終了後、希望する園児を対象に預かる保育サービス。 認定こども園については、現在までも預かり保育を実施しているため、継続して一時保育を実施していただくよう調整を行う。 	保育幼稚園課 (こども課)	C

②子どもの養育に関する情報の提供及び助言

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 地域子育て支援 センター (地域子育て 支援拠点事業)	<ul style="list-style-type: none"> 子育てを社会的に支援することを目的とした機関で、保育所内に設置。保育所の専門機能を活用した子育て相談や指導、各種行事の開催、地域の子育てサークルの育成、子育て情報誌の発行等を実施。 地域子育て支援拠点事業について検討する必要がある。 	社会福祉課 (こども課)	C
2 子育て支援の 情報提供 (地域子育て 支援拠点事業)	<ul style="list-style-type: none"> 各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックの作成・配布。 地域子育て支援拠点事業について検討する必要がある。 	社会福祉課 (こども課)	C
3 すくすく子育て 相談会	<ul style="list-style-type: none"> 幼児健診の事後フォローとして発達のバランスの悪さを持った子どもとその保護者を対象に、専門家による個別相談を実施する。また必要に応じ関係機関の紹介を行う。 事業継続は必要であるが、事業の位置づけと経費の検討が必要。 	健康増進課	B
新) かながる一教室 (重点支援地域 巡回療育事業)	<ul style="list-style-type: none"> 発達の遅れやバランスの悪さを持った子どもとその保護者を対象に月1回の教室を開催し、その早期発見早期療育を行う。 事業継続が必要 	健康増進課 保育幼稚園課 (こども課)	B

③子育て支援ネットワーク

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 子育て支援 (育児サークル) (地域子育て支援 拠点事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもやその家族を対象に、サークル活動を通じて親子のふれあいを深め、母親間の仲間づくりを促し、地域としての子育て活動を広げていく。 ・地域子育て支援拠点事業について検討する必要がある。 	社会福祉課 (こども課)	C
2 つどいの広場 (地域子育て支援 拠点事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・主に乳幼児(0～3歳)をもつ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、問題解決への糸口となる機会を提供するのが「つどいの広場」である。主な内容としては、子育て親子の交流、集いの場を提供すること、子育てアドバイザーが、子育て・悩み相談に応じること、地域の子育て関連情報を、集まってきた親子に提供すること、子育てサポーターの講習を実施することなどがある。 ・地域子育て支援拠点事業について検討する必要がある。 	社会福祉課 (こども課)	C

(2) 子どもの健全育成

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 児童センターの整備と子どもたちの居場所としての利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の健全育成の拠点として、地域の特性に応じた積極的な活動や中・高校生の居場所としての児童センターの整備を促進。 ・市民ニーズにあった児童センターの利用について検討の必要性がある。 	社会福祉課 (こども課)	B
2 児童遊園の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・終了 		

(3) 経済的支援の充実

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 児童手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生までの保護者に支給する。(第1子・2子: 10,000円、第3子以降 15,000円) ・3歳未満は一律 15,000円 ・中学生は一律 10,000円 ・特例給付(所得制限: 5,000円) ・所得制限が導入されたことにより、支給額や手続きにおける変更があったため、今後は、より分かりやすく迅速な広報活動を行っていく。 ・現状通り実施。 	社会福祉課 (こども課)	B
2 子どもの医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの医療に要する医療費について助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。 ・就学前の子どもは「定額一部払方式」で、入院の場合、医療機関ごとに1か月 1,000円の自己負担を支払い、通院の場合、医療機関ごとに1か月 500円の自己負担(2回まで)を払い、調剤費の自己負担はない。 ・小・中学生は「支払還付方式」で、入院の場合、一部負担金支払後、助成申請をすると医療機関ごとに1か月 1,000円の自己負担を差引いた額が助成され、調剤費については平成25年10月診療分より全額助成となる。広報等周知の必要性がある。 ・現状通り実施。 	社会福祉課 (こども課)	B
3 幼稚園就園奨励費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し、定める範囲内において補助。 	保育幼稚園課 (こども課)	B

2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

(1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 妊婦健康診査 (医療機関委託)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠の届け出をした人に母子健康手帳、妊婦健康診査受診票を交付し、安全な妊娠出産ができるように定期的に健康診査を受け、妊娠中の異常を早期に発見し適切な措置、支援を行う。 ・妊娠届出時に必ず保健師が面接する、両親学級時のチェック等、時をとらえた指導に努める。 	健康増進課	C
2 両親学級 (パパママ教室)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・育児を夫婦の共同作業として捉えることで、生まれてくる子どもが、人として発達していくための基盤を図る。 ・多くの父親が参加できるよう2クールを3クールにして、開催時間を短くする等参加しやすい環境づくりに努める。 	健康増進課	B

(2) 子どもの健やかな成長と育児不安の軽減

①母子保健の推進

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 乳児健康診査(医療機関委託)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の発育途上にある乳児に対し、健康診査を行うことにより、異常を早期に発見し、必要に応じて適切な指導を行い、乳児の保健管理の向上を図る。 ・里帰り先で受けた場合の費用の償還を検討する。 ・6～8か月の集団健診時に9～11 か月健診を勧奨するなどしてその徹底に努める。 	健康増進課	B
2 乳児健診	<ul style="list-style-type: none"> ・身体発育が不完全な乳児に予防措置として異常の有無を早期に確認し、必要に応じて適切な指導を行い、乳児の健康保持、増進に努める。 ・すべての対象児に保健師が面接できる唯一の機会である為、開催は不可欠である。継続実施していく。 	健康増進課	B
3 1歳6か月児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月児に健康診査を実施することにより運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等障がいをもった児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止するとともに生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図る。 ・判定結果の検討と療育教室の利用によりその効率化を図る。 	健康増進課	B

第4章 次世代育成支援に関する施策

4 3歳児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児に健康診査を行い、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障がい、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防、発育、栄養、生活習慣その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図る。 ・判定結果の検討と療育教室の利用によりその効率化を図る。 	健康増進課	B
5 育児相談 (定期健康相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・母親の育児不安を解消するとともに、自信をもって育児ができるよう指導し、母子の健康の保持増進を図る。 ・4会場での開催を3会場にする。また、利用者が多いところは担当保健師数を増やすなど検討し、その効率化に努める。 	健康増進課	B
6 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・伝染病のおそれがある疾病の発生及びまん延の防止を目的として予防接種法及び結核予防法に基づき、定期の予防接種を行い、感染症の予防と健康保持を図る。 ・予防接種は法改正が頻繁にある為、タイムリーな対応が重要である。 	健康増進課	B
7 訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦・乳幼児の健康状態、栄養、生活環境、疾病予防など妊娠、出産、育児について家庭訪問を行い、安心して出産育児ができるよう支援する。 ・対象者への連絡を円滑にし事業継続に努める。 	健康増進課	B
8 フッ化物洗口事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園、小学校において洗口動作ができる幼児及び小学生を対象に、0.2%濃度のフッ化ナトリウム水溶液を用いて集団的、継続的に洗口を行う。 ・年少から取り組める園を増やすことや、中学校での取り組みを行い一貫した齲蝕予防に努める。 	健康増進課 教育総務課 (学校教育課)	B D
9 フッ素塗布及び 歯科健診	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳以上の幼児(フッ素洗口をしている子を除く)を対象に、歯科健診と定期的にフッ素塗布を実施している。また必要な子どもに対して仕上げ磨きの実施を指導する。 ・参加者に家庭でできる齲蝕予防を周知しその効果拡大に努める。 	健康増進課	B

②地域子育て環境づくり

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 母子保健推進員 地域活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に母子保健推進員を委嘱し、訪問活動の中で各種教室、健診への受診勧奨、相談などを行い、母と子が安心して育児ができるよう支援する。 ・母子保健推進員のPRをし、地域と行政との連携役になっていくよう努める。 	健康増進課	B
(新) 乳児家庭全戸訪問 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月までに保健師及び母子保健推進員による訪問をし、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行い、必要なサービスにつなげる。 ・妊娠届出時に訪問承諾を取る等を行い事業のPRを行なう。 	健康増進課	B

(新) 養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業の結果やその他母子保健事業の中で養育支援が必要と認められる家庭に保健師及び家庭相談員等専門職が訪問支援を行なう。 ・家事や育児等についても短期集中的な支援が必要となっている。 	健康増進課	B
-----------------	---	-------	---

(3) 食育の推進

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 食育教室 (ふれあい食体験教室)	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成を図る。 ・共食を通じた望ましい食習慣の形成や、食農体験、食育体験活動をととして食への感謝の気持ちを育んでいく。 	健康増進課	B

(4) 思春期の保健対策と健康教室の推進

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な父性、母性の育成支援及び感性豊かな人間育成を図る。 ・中学校では、県の「市町立中学校性教育外部講師招へい事業」などを活用し、命の大切さや性に関する正しい知識を身に付けるために講演会、研修会を実施している。 ・現状通り実施。 	学校教育課	D

(5) 小児医療の環境整備等

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 小児救急医療支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・二次医療圏単位で休日及び夜間における小児科医を確保し、広域的に連携し小児第一次医療を充実させ、乳幼児の急病時における保護者の不安の軽減を図る。また広報での救急医療情報提供と意識啓発を行う。 ・出生届の届け時及び毎月の広報で住民に周知するとともに、休日夜間の診療の確保に努める。 	健康増進課	B
2 救急医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・休日は一次体制として日曜在宅当番医制、二次体制として病院郡輪番制病院を配備する。また平日夜間については、夜間緊急外来診療体制の整備で、24時間対応での医療施設の整備を行う。 ・医師会との連携により体制の確保をし、広報及びメディアによる情報提供を行う。 	健康増進課	B

(6) 不妊に関する取り組み

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 不妊治療支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療している夫婦に対して経済的負担の軽減に努め、治療しやすい環境をつくる。 ・国の動向を見ながら、補助対象者や事情内容を検討し事業継続していく。 	健康増進課	C

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代を担う親の育成

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 学校教育における子育て教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領において、男女が互いに協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義を学習する機会を一層充実。 ・中学校技術・家庭科学習指導要領に沿って、子どもが育つ環境としての家族の役割についての理解や、家族関係又は幼児の生活について工夫し、計画を立てて実践できる力を養うことをねらいとした学習に取り組んでいる。 ・現状通り実施。 	教育総務課 (学校教育課)	D

(2) 家庭や地域の教育力の向上

①家庭教育への支援の充実

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 家庭教育に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・親が家庭を見つめ直し、自信をもって子育てに取り組んでいく契機となるよう、家庭教育支援講座を実施し、情報提供に努めていく。 ・家族みんなが絆を深め、家族の大切さについて考えるきっかけとなるような家族の日の普及に取り組んでいく。 	生涯学習課	B

②地域の教育力の向上

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 スポーツ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、関心に応じて、いつでも、どこでもスポーツ活動を行うことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた、総合型地域スポーツクラブの育成を支援する。 ・支援により、子どもたちへも身近にスポーツの機会が提供できるよう図っていく。 	生涯学習課	B

2 地域の教育力の 活性化及び 奉仕活動・体験 活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域の教育力の活性化及び奉仕活動・体験活動の充実を総合的に推進するため、社会的気運の醸成に向けた取組を展開するとともに、地域の実情に即した子どもの多様な活動を推進する。 7地区の青少年育成会の連携強化と、会の支援を行い、単位子どもクラブの活性化を図る。 	生涯学習課	B
3 農業・農村体験 学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子ども達が農業・農村に親しみを感じる機会を充実するため、全国的な体験学習の推進体制づくり、文部科学省と連携したモデル地区の設置のほか、身近な水辺環境の活用や修学旅行等を通じた学校内外における農業・農村体験学習を推進する。 今後も食農体験を通して食への感謝の心を育むことを目標にして、小中学校全校で農漁業の体験活動ができるように推進していく。 	教育総務課 (学校教育課)	D
(新) 放課後子ども教室 事業	<ul style="list-style-type: none"> 1学校に1教室の開催を目指し、保護者の仕事と子育ての支援を図るため土曜日等の教育環境を豊かなものにするるとともに、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日等に体系的・継続的なプログラムを計画し、放課後児童クラブとの連携を図ることを目指す。 参加者を増やすようなPR・事業内容の工夫に努める。 	生涯学習課	B

(3) 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境等の整備

①確かな学力の向上

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 習熟度別指導 などのきめ細かな 指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 教科等に応じ、20人程度の少人数指導や習熟度別指導を行うほど、きめ細かな指導を行う学校の具体的な取り組みを支援する国の第8次公立義務教育諸学校教職員数改善計画を活用する。 学校訪問等により指導の実態を把握し、さらなる改善に向け、具体的な指導・支援を行う。 	学校教育課	D
2 地域の人の ボランティア講師 としての活用	<ul style="list-style-type: none"> 優れた知識経験や技能を有する社会人を学校現場に活用するため、ゲストティーチャーとして授業に参加することができる制度。 各学校の年間カリキュラムのもと、主に総合的な学習において、地域人材をゲストティーチャーに迎え、地域の歴史、文化、自然、産業に係るさまざまな体験学習を実施している。 現状通り実施。 	学校教育課	D
3 学力向上対策推進 事業	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度より、市単独で推進する学力向上推進のための委嘱事業。12校で推進委員会を立ち上げ、学力向上に関する研究・実践を促進する。268万円の予算措置。 平成26年度より、学力向上研究会に教育情報化授業実践部会を立ち上げる。ICTを利活用した指導方法の実践的研究を推進し、その成果を市内の各学校で共有できるようにする。 	学校教育課	D

4 キャリア教育推進 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小中高を通じ、組織的・系統的なキャリア教育を行うための指導方法・内容の開発。 ・勤労観、職業観を身につけさせるためのキャリア・アドバイザーの確保及びその活用。 ・学校、産業界、関係教育行政機関等による職場体験活動推進のためのシステムづくり、など。 ・中学校では、2年生を対象に職場体験も行っている。 ・現状通り実施。 	学校教育課	D
---------------------	---	-------	---

②豊かな心の育成

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 スクール カウンセラーの 設置	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県の補助事業で、スクールカウンセラーを配置し、いつでも個別に児童の相談を受けられるような雰囲気づくりをし、専門的な立場から家庭と連携をとり、児童の心のケアを図る。特に中学生については思春期の心身の悩み事相談の充実を図っていく。 ・今後も継続していくことが求められているが、学校からは、配置時間の拡大を求められている。 	学校教育課	D
2 教育相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市単独事業で、子ども支援センターを設置。不登校やいじめなど、児童・生徒あるいは保護者、教師の悩みについてのサポート体制を拡充。適応指導教室、電話による相談窓口として「心のホットライン」を開設。 ・特別支援教育の充実が、大きな学校課題となっており、相談員による発達検査の実施や学校からの相談、関係機関とのケース検討会議の要請など、年々そのニーズは高まるばかりである。現体制の拡大について検討が必要である。 	学校教育課	D
3 青少年の問題行動 に関する 支援ネットワークの 設置	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動を起こす児童・生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細かな支援を行うため、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムを構築、その推進を図る。 ・小城市建設課と連携した通学路の安全点検の推進と小城警察署と連携した小学校での安全パトロールの取り組みを推進したい。また、スクールサポーターを活用した生徒指導の推進を図っていく。 	学校教育課	D
4 青少年文化芸術 活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが本物の文化芸術に直に触れ、創造活動に参加する事により、多くの感動や刺激を受け、感受性豊かな人間としての成長を促す。学校や地域社会における子どもたちの文化活動の実践、鑑賞機会の提供。 ・国の事業で小中学校にオーケストラや演劇等の巡回公演事業を行っている。毎年希望校を募り、その中から実施校を選定されている。 ・学校においては、現状通り実施。 	教育総務課 (学校教育課)	D

③健やかな体の育成

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 スポーツ活動を通じた児童の体力向上と地域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後における運動部活動等を通じて、子ども達がスポーツの楽しさ、爽快感、達成感などを体験する機会を豊かにすることにより生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、体力の向上に資する事業を実施。 ・子どもたちが日常生活の中で家族や仲間と運動・スポーツ活動の楽しさを気軽に親しむことのできる環境づくりを推進するため、学校・地域・家庭等による総合的な方針を展開。 ・スポーツを行わない子どもに対して魅力ある活動を提供し、子どものスポーツへの意欲・関心を高める。 	生涯学習課	B

④信頼される学校づくり

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 「防犯教室」の開催など、学校安全の総合的な取組を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、学校の管理下での事件・事故等が大きな問題となっている状況を踏まえ、防犯や救急処置等の訓練などを実施する「防犯教室」の開催を推進するなど、学校安全の充実等の総合的な取り組みを推進。 ・市内全ての小中学校で、年1回以上の防犯教室を計画的に実施している。 ・現状通り実施。 	学校教育課	D
2 学校評議員の設置及び活用	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営に関し、開かれた学校づくりの推進並びに学校・家庭・地域の連携及び協力を図るため、小・中学校に学校評議員を配置する。 ・学校と地域との関わりなど評議員への負担増とならないような仕組みづくりが必要。 	学校教育課	D

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 関係機関等との連携した有害環境の防止対策(生涯学習、青少年育成市民会議関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関、PTA等と連携し、有害環境下から子どもたちを守るための措置を講じていく。 ・毎年定期的に11月に環境点検活動を実施予定。 	生涯学習課	B

4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 公営住宅における 優先入居	・公営住宅への入居の選考に際し、母子世帯・老人世帯については、入居順位の抽選優遇扱いの実施。 ・現状通り実施。	建設課	B

(2) 良質な居住環境の確保

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 シックハウス防止 対策	・終了		
2 アスベスト対策	・終了		
3 身近な遊び場の整備 充実(児童遊園)	・終了		

(3) 安全な道路交通環境の整備

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 市道歩道設置	・幅の広い歩道等の整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進。 ・必要に応じて今後も歩道整備を進める。	建設課	E
2 交通安全総点検	・終了		
(新) 通学路交通安全 プログラム	・小学校の通学路において関係機関と連携して合同点検を実施し、必要な対策を取りまとめ、関係機関による役割分担のもと、その対策を推進する。 ・現状通り実施。	総務課 建設課 教育総務課 (学校教育課)	E

(4) 安心して外出できる環境の整備

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 公共施設の バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や公共施設、商業施設、駅等における段差の解消、エレベーター・エスカレーターの設置を促進し、ベビーカーが使用しやすいなど乳幼児を連れて外出しやすいまちづくりに努める。 ・公共施設にベビーカーの設置や公共施設のトイレにベビーシートを設置するなど乳幼児を連れて外出しやすいまちづくりに努めた。 ・現状通り実施。 	社会福祉課 (こども課) 保育幼稚園課 (こども課) 健康増進課 建設課	B

(5) 安全・安心なまちづくりの推進等

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 安全・安心 まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・終了 		

5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現の推進

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 県が進める「子育て応援宣言事業所」登録制度の普及促進(21世紀職業財団で実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業自らが従業員の子育て支援に積極的に取り組むことを宣言する企業・事業所を県が登録証の交付、宣言実行のサポートを行ない、宣言企業を県発行のリーフレットやホームページで紹介し、啓発等を進めていくもの。 ・現状通り実施。 	商工観光課	B
2 育児休業の取得率等について事業主等に対する意識啓発(21世紀職業財団で実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の取得率等について設定した社会全体の目標値の達成に向けて、事業主等に対して意識啓発を実施。 ・男女ともに育児に参加するように社会全体の啓発活動を行っていく。 	商工観光課	B

(2) 仕事と子育ての両立の推進

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 ファミリー・サポート・センター事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の保育サービスでは対応できないサービスを提供するために設置された子育てを支援できる者と支援を受けたい者を結びつける、地域における子育て相互支援組織。 ・すべての認定こども園や認可保育所でも事業実施ができるように支援を行う。 	社会福祉課 (こども課)	C
2 育児・介護休業に関する関係法令の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法等関係法令の周知・啓発。 ・引き続き広報誌等で周知を行っていく。 	商工観光課	B

6 子ども等の安全の確保

(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 犯罪等に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対し、市報、交番・駐在所広報誌、警察本部のホームページ等によって、子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯行手口等の情報提供を推進。 ・今年度より小城市ポータルによる緊急メール配信へとシステムを移行する。小学校入学時に登録をしてもらうと9年間自動的に更新するので、未登録者については、年度初めに登録を確実にしてもらおうよう、学校へ依頼する。 	教育総務課 (学校教育課) 保育幼稚園課 (こども課)	D B
2 関係機関・団体との連携、情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する声掛け事案等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯行手口等の情報について、関係機関・団体との情報交換を推進。 ・小城中を拠点校としてスクールサポーターを配置しており、必要に応じて小城署との情報交換を行っている。 ・現状通り実施。 	教育総務課 学校教育課	D
3 学校等における防犯教室の講習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・市、学校、保護者への防犯講習会の開催。 ・学校においては、市内全小中学校で、年1回以上の防犯教室を実施している。 ・現状通り実施。 	学校教育課	D
4 「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが被害に遭い又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察等への通報を行う「子ども110番の家」等に対して、保護の要領、警察への通報等に関するマニュアルの配布、講習会の実施、地域安全情報の提供等の支援を推進。 ・毎年、子どもの安全を地域で見守る会を実施。 	生涯学習課	B

5 「青色回転灯による防犯パトロール」等の防犯ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子ども達は地域で守るとの思いにより平成 18 年6月小城市青少年育成市民会議が発起し結成した。 ・市内各地、地域の実情に即したルートでボランティアによる青色回転灯防犯パトロールを行っている。 ・毎年、子どもの安全を地域で見守る会を実施。 	生涯学習課	B
---------------------------------------	--	-------	---

(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 児童等の交通安全教室	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園、小学校、中学校での交通安全教室を実施し、次世代を担う子どもたちが事故などに遭わないように指導する。 	総務課	E

7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

(1) ひとり親家庭等の自立支援の促進

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談において、認定を受けた職業能力の開発のための指定講座を受講した母子家庭の母等に対して、教育訓練終了後、自立支援教育訓練給付金を支給する。 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業は、母子家庭等の保護者にとってはありがたい事業であるが、利用者が少ないという結果が出ている。母子家庭等の状況をよく把握し、事業の目的が達成できるようにしたい。 ・現状通り実施。 	社会福祉課 (こども課)	B
2 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談において、認定を受けた資格取得を目的とする養成期間において2年以上修業する母子家庭の母等に対して高等職業訓練促進給付金を支給する。 ・母子家庭等の自立のためには、資格取得は有効な手段であり、児童扶養手当の申請時や現況届時等に、事業内容の広報啓発をしていく必要がある。また、平成 25 年度からは父子家庭まで拡大されたこともあり、いっそうの事業周知に努める必要がある。 ・現状通り実施。 	社会福祉課 (こども課)	B

第4章 次世代育成支援に関する施策

3 母子生活支援施設の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に児童福祉施設に措置を行う。 ・他自治体の施設の運営状況に左右されるため、相談者の希望に応えられない場合もある。 ・市が運営する施設の設置が必要ではあるが、財政問題とあわせて、ニーズが予測できないため、費用対効果の面が課題である。 ・現状通り実施。 	社会福祉課 (こども課)	B
4 母子父子寡婦福祉資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子家庭及び寡婦の生活安定とその児童の福祉を図るため各種資金貸し付けを行う。 ・広報を行い、制度の周知徹底するよう努める。 ・現状通り実施。 	社会福祉課 (こども課)	B
5 児童扶養手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童がいる母子家庭等に支給する。 ・今後もひとり親世帯が自立できるよう就労支援等相談に努める必要がある。 ・現状通り実施。 	社会福祉課 (こども課)	B
6 ひとり親家庭等医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・母子(父子)家庭の母(父)及び児童が、健康保険により病院などの医療機関で診療を受けた場合、医療費の自己負担金を助成する。 ・現物給付にできないかとの要望があるが、県全体的な問題であり市単独では解決できない。 ・現状通り実施。 	社会福祉課 (こども課)	B
7 ひとり親家庭等の相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等のさまざまな相談や就業の相談に早期に対応し、支援体制を整備する。 ・組織の見直しについて検討を必要とする。 	社会福祉課 (こども課)	B

(2) 障がいのある子どもへの支援

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 総合的な教育支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、自閉症的傾向のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を推進 ・発達障がいやその可能性のある児童生徒への支援体制の整備は、重点課題のひとつである。三日月小・中をモデル地区として、その早期支援の充実に向けた研究を推進し、研究成果の発信をしていく。 	学校教育課	D
2 自立支援給付及び地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児の状況に応じて、障がい児通所支援サービス(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス等)を提供する。 ・サービスの利用については、障がい児支援利用計画案を作成、支給決定後もサービス利用状況のモニタリングを行い、支援を強化する。 	高齢障がい支援課 (福祉課)	F
3 特別児童扶養手当事業	<ul style="list-style-type: none"> ・精神や身体に障がいを有する20歳未満の児童の養育者に支給する。 ・国の制度であり、今後も引き続き制度の周知に努める。 	高齢障がい支援課 (福祉課)	B

4 障がい者療育キャンプ等参加助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者等が療育のために参加する宿泊を伴うキャンプ費用について1泊につき3,000円を助成する。 市単独補助金であるため、事業の継続について検討する必要がある。 	高齢障がい支援課 (福祉課)	B
5 障がい児支援に関する施策の周知徹底と住民理解のための広報	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民に身近な行政として、障がい児に対する支援体制の整備、住民理解のための啓発活動に努める。 市民全体が障がい福祉サービスについて理解できるよう、引き続き周知を図る。 	高齢障がい支援課 (福祉課)	F
6 発達障がい児支援調整会(幼児教育・保育ネットワーク研修)	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい児、気になる子への対応を保育士、幼稚園教諭に研修してもらい、障がい児への対応を理解して支援できるようにする。 平成26年度からは、小城市幼児教育・保育ネットワーク研修会で実施予定。 	保育幼稚園課 (こども課)	B
7 事故防止啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 健診時にパンフレットを配布し周知を図る。 引き続き、出生時及び各種健診時でパンフレットを配布し周知を図り、訪問時等の説明を徹底する。 	健康増進課	B

(3) 児童虐待等対策の充実

事業名	事業内容・実施方針	関係課	計画
1 つどいの広場 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 主に乳幼児(0~3歳)をもつ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、問題解決への糸口となる機会を提供するのが「つどいの広場」。主な内容としては、子育て親子の交流、集いの場を提供すること、子育てアドバイザーが、子育て・悩み相談に応じること、地域の子育て関連情報を、集まってきた親子に提供すること、子育てサポーターの講習を実施することなどがある。 地域子育て支援拠点事業について検討する必要がある。 	社会福祉課 (こども課)	C
2 子育て支援総合コーディネーターの配置 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を地域子育て支援センター、NPO等への委託等により配置し、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行う。 地域子育て支援拠点事業について検討する必要がある。 	社会福祉課 (こども課)	C
3 児童虐待防止ネットワーク事業や乳幼児健診における育児支援強化事業などの実施	<ul style="list-style-type: none"> 母親の育児不安等の解消を図るとともに、虐待・育児等の問題に早期に対応するため、地域の実情に応じて、児童虐待防止ネットワーク事業や乳幼児健診における育児支援強化事業などのメニュー事業(育児等健康支援事業)を選択して実施。 平成22年度より養育支援訪問事業の実施。 母子保健担当と児童相談担当で虐待ケースへの対応について検討会を実施。 円滑な連携による育児支援・見守り体制について情報共有、定期的な訪問家庭支援などの必要性もある。 現状通り実施。 	社会福祉課 (こども課)	B

第4章 次世代育成支援に関する施策

<p>4 相談体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや不登校, 児童虐待などの問題に早期に対応する家庭相談員を配置し, 相談, 支援体制を整備する。 ・虐待ケースへの対応が長期化かつ重篤化し, 支援体制が量的, 質的にも不足している。 ・コーディネート機能を強化するような関係職員のスキルアップ研修, 関係機関の円滑な連携による支援・見守り体制の充実, 専門的集団組織の編成が必要と考えられる。 ・現状通り実施。 	<p>社会福祉課 (こども課)</p>	<p>C</p>
----------------------	---	-------------------------	----------

第5章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です。（子ども・子育て支援法第61条第2項）

保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で市町村が設定するもので、小城市においても、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲として設定します。

なお、運用にあたり、次の事項が定められています。

1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。
ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと(13事業のうち、11事業)の設定」も可能。

2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。
各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない(※)。

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) 需要(量の見込み) < 供給(確保の状況)

需要 供給

認可・認定申請

原則認可・認定
(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)

認可・認定を行わないことができる
(=需給調整)

※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

2 教育・保育提供区域の設定

小城市では、以下にあげる考え方から、認定区分（1号、2号、3号）ごとの幼児期の学校教育・保育と、地域子ども・子育て支援事業の提供区域を、以下のように設定します。

教育・保育の提供区域

事業区分(子どもの認定区分)	区域設定	考え方
1号認定 (3歳以上・教育のみ)	1区域 (市内全域)	教育施設である幼稚園・認定こども園については、教育理念への賛同など移動しやすさ以外の施設選択も考えられること。保育施設である保育所・認定こども園の市内の設置状況等から、細かな区域設定よりも市内全体での供給調整を行った方が今後柔軟な対応が可能と考えられること。以上により1区域(市内全域)の設定とします。
2号認定 (3歳以上・保育あり)	1区域 (市内全域)	
3号認定 (0～2歳・保育あり)	1区域 (市内全域)	

地域子ども・子育て支援事業（法定事業）の提供区域

地域子ども・子育て支援事業	区域設定	考え方
①利用者支援事業	1区域 (市内全域)	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とします。
②地域子育て支援拠点事業	1区域 (市内全域)	現状の拠点配置状況及び利用には地域の制約もないことから、市内全域とします。
③妊婦健康診査	1区域 (市内全域)	県内外の医療機関で受診可能で、区域を設定するものではないため市内全域とします。
④乳児家庭全戸訪問事業	1区域 (市内全域)	訪問型の事業のため、市内全域とします。
⑤養育支援訪問事業	1区域 (市内全域)	居住地区によらず全市的な対応を行うため、市内全域とします。
⑥子育て短期支援事業	1区域 (市内全域)	一時的・不定期的な利用であることと、供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。

⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	1区域 (市内全域)	一時的・不定期的な利用であることと、供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。
⑧一時預かり事業	1区域 (市内全域)	一時的・不定期的な利用であることと、供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。
⑨延長保育事業	1区域 (市内全域)	定期的に利用している保育施設で提供するため、教育・保育の設定と同じく市内全域とします。
⑩病児保育事業	1区域 (市内全域)	一時的・不定期的な利用であることと、市外施設の利用となるため、市内全域とします。
⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	8区域	当該事業の基本となっている提供施設の配置を踏まえ、小学校区と同じ8区域とします。

提供区域設定を行わない事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	区域ごとに需給対応する事業ではないため、区域設定はありません。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—	区域ごとに需給対応する事業ではないため、区域設定はありません。

第6章 幼児期の学校教育・保育の充実

1 「量の見込み」と「確保の内容」について

幼児期の学校教育・保育の提供については計画期間中の各年度に利用希望が発生すると想定した量（量の見込み）に対して提供する市の計画数（確保方策）を表として示しています。

教育・保育の「量の見込み」算出方法

国の示した作業の手引きに沿って算出しました。
算出方法の概要は以下のとおりです。

$$\boxed{\text{就学前の子ども推計（人）}} \times \boxed{\text{潜在家庭類型の算出（％）}} \times \boxed{\text{利用意向率の算出（％）}}$$

①就学前の子どもの推計

計画期間中の就学前の子どもの数を過去の実績値を基に推計。

②「潜在家庭類型」を分類・算出

ニーズ調査をもとに、父母の配偶者の有無及び就労状況により分類した「現在の家庭類型」に、母親の将来の就労意向等を反映し、「潜在家庭類型」の分類ごとの構成割合を算出。

③各家庭の教育・保育施設や地域型保育事業の利用意向率を算出

ニーズ調査の回答をもとに施設や事業の利用意向割合（率）を算出。

④「家庭類型別児童数」の算出

「就学前の子どもの数（推計）」×「潜在家庭類型割合（％）」
＝「家庭類型別児童数（人）」

⑤「量の見込み」の算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（％）」＝「量の見込み（人）」

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」算出方法

地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとに、算定の対象とする子どもの年齢、家庭類型などが異なりますが、基本的には上記と同様の考え方で算出方法が示されています。ただし、ニーズ調査では見込みが算出されない事業もあり、その場合は市で独自の推計を行っています。

市町村ごとの検討

「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」のいずれも、計画策定にあたっては地域の実態等も鑑み市町村ごとに見込み量の設定を検討していくこととされています。

2 幼児期の学校教育・保育の提供

計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもの保育利用率を含む。）」、及び、「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業等による提供体制と実施時期を以下の通り定めます。

表で「量の見込み（A）」は今後（計画期間中の5年間）に利用希望が予想される需要量、「確保方策（B）」はその需要に対する提供体制（提供予定数＝市の計画数）を記したものです。

1号認定（3-5歳・教育のみ）

【量の見込みの算出】

ニーズ調査による算定値を見込みとして採用しました。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (A)	市内	141人	141人	138人	139人	135人
	市外	1人	1人	1人	1人	1人
確保方策 (B)	特定教育・ 保育施設	398人	398人	398人	398人	398人
	確認を受けない 幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	市外	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(B-A)		256人	256人	259人	258人	262人

【提供の方策・実施の方針】

1号認定(3-5歳・教育のみ)の子どもは、現状の施設で供給が足りることとなります。
過不足にて余裕のみられる人数は、次頁に掲載の2号認定(教育希望)の受け入れが可能な人数枠となります。

2号認定（3-5歳・教育希望／保育必要）

【量の見込みの算出】

ニーズ調査による算定値を見込みとして採用しました。「幼児期の学校教育の利用希望が強い」の見込み数は、ニーズ調査で幼稚園・認定こども園の利用意向がある人の率により算定されたものです。

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		3-5歳 教育希望	3-5歳 保育必要	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育必要	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育必要
量の見込み (A)	(市内)	262 人	823 人	262 人	823 人	256 人	804 人
	(市外)	3 人	19 人	3 人	19 人	3 人	18 人
確保 方 策 (B)	特定教育・保育施設	130 人	668 人	130 人	668 人	130 人	668 人
	確認を受けない幼稚園	0 人		0 人		0 人	
	認可外保育施設		20 人		20 人		20 人
	特定教育・保育施設 (市外)	131 人	107 人	131 人	123 人	128 人	130 人
	確認を受けない幼稚園 (市外)	0 人		0 人		0 人	
	認可外保育施設(市外)		0 人		0 人		0 人
過不足(B-A)		△4 人	△47 人	△4 人	△31 人	△1 人	△4 人

		平成 30 年度		平成 31 年度	
		3-5歳 教育希望	3-5歳 保育必要	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育必要
量の見込み (A)	(市内)	259 人	813 人	252 人	791 人
	(市外)	3 人	18 人	3 人	18 人
確保 方 策 (B)	特定教育・保育施設	130 人	668 人	130 人	668 人
	確認を受けない幼稚園	0 人		0 人	
	認可外保育施設		20 人		20 人
	特定教育・保育施設 (市外)	130 人	123 人	126 人	130 人
	確認を受けない幼稚園 (市外)	0 人		0 人	
	認可外保育施設(市外)		0 人		0 人
過不足(B-A)		△2 人	△20 人	1 人	9 人

【提供の方策・実施の方針】

2号認定のうち「教育希望」(幼児期の学校教育の利用希望が強い人)は、実際の利用では幼稚園や認定こども園になると考えられます。

そのため、2号認定「教育希望」で不足に見える需要分は1号認定の確保方策で受け入れることとなり、実質上の不足は生じないこととなります。

3号認定（0歳・保育必要）

【量の見込みの算出】

ニーズ調査による算定値に実態との乖離が見られたため、過去5年間の利用実績から当該年度の対象児童人口に占める入所者の割合が最も高かった時の割合を用いて算定しました。その結果に、潜在ニーズの存在を勘案して約10%の上乗せを行い、将来児童人口の推移を加味して見込みました。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(A)	(市内)	156人	153人	149人	145人	141人
	(市外)	11人	10人	10人	10人	10人
確保方策(B)	特定教育・保育施設	107人	107人	107人	107人	107人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設	12人	12人	12人	12人	12人
	特定教育・保育施設(市外)	23人	25人	27人	28人	32人
	特定地域型保育事業(市外)	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設(市外)	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(B-A)		△25人	△19人	△13人	△8人	0人

【提供の方策・実施の方針】

計画年度中に、需要に対する供給が足りることとなります。需給状態を常に把握し、変動に応じて対応を図ります。

3号認定（1-2歳・保育必要）

【量の見込みの算出】

ニーズ調査による算定値に実態との乖離が見られたため、過去5年間の利用実績から当該年度の対象児童人口に占める入所者の割合が最も高かった時の割合を用いて算定しました。その結果に、潜在ニーズの存在を勘案して約10%の上乗せを行い、将来児童人口の推移を加味して見込みました。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(A)	(市内)	466人	452人	444人	434人	423人
	(市外)	15人	14人	14人	14人	14人
確保方策(B)	特定教育・保育施設	381人	381人	381人	381人	381人
	特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設	18人	18人	18人	18人	18人
	特定教育・保育施設(市外)	27人	32人	34人	39人	44人
	特定地域型保育事業(市外)	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設(市外)	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(B-A)		△55人	△35人	△25人	△10人	6人

【提供の方策・実施の方針】

計画年度中に、需要に対する供給が足りることとなります。需給状態を常に把握し、変動に応じて対応を図ります。

なお、計画各年度における満3歳未満の子どもの想定保育利用率^{*}は以下のとおりです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計人口(0~2歳)	1,224人	1,191人	1,167人	1,140人	1,110人
保育利用率	39.9%	41.0%	41.8%	42.8%	44.0%

^{*}国の基本指針では、3号認定の「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率は「市内の特定教育・保育施設+特定地域型保育事業、いずれも3号認定の確保方策」÷「推計人口(0~2歳)」により算出した数値としています。

3 教育・保育の一体的提供推進

教育・保育の一体的提供（幼保一体化）については、平成23年9月～平成24年11月まで審議を行った「幼児教育審議会」の答申においても取り上げられています。答申では、小城市において保育ニーズが増していること、対して0歳～2歳児の受け入れ体制に課題が残ることなどについても触れられています。

幼稚園が認定こども園に移行すれば、保育園児の受け入れが可能となり、特に0～2歳児の潜在的保育ニーズに対する対応強化が図られることも考えられます。

一方、幼保一体化では、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を総合的に行う環境整備の観点なども重要です。

小城市では、すべての私立幼稚園がすでに認定こども園となっています。これは、今回の子ども・子育て支援の制度の流れに沿っていますが、この、私立幼稚園における幼保一体型の考え方を、今後公立施設においてどのように展開していくのが課題です。

保育所・幼稚園のいずれも公立施設を持っている小城市では、人材面・ノウハウ面でも幼保一体化施策を推進する要件が整っていると考えられます。

子ども・子育て新制度の開始を機会に、公立の幼保一体化施設の実現へ向けて、一層具体的な検討を進めていきます。

4 教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図らなければいけません。

子どもの健やかな育ちを保障し、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するため、以下の取り組みを進めます。

職員配置の充実

「子ども・子育て支援新制度」においては、施設や事業の整備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で基準を定めることとなっています。これに伴い、小城市でも条例制定を行いました。

そのうち「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」において、「家庭的保育事業」の職員数については「乳幼児 3 人につき 1 人（家庭的保育補助者を置く場合には、5 人につき 2 人）」という国の基準に加え、「職員は 2 人を下回らない」という市の独自基準を設けています。

このように、国による最低基準にとらわれず、状況に応じて基準の見直しなどを柔軟に行っていきます。

職員の資質向上に向けた研修等の充実

保育士・幼稚園教諭の資質向上を目指した研修内容や研修機会の充実を図るとともに、保育所・幼稚園の幼児教育に係る情報交換を進め、相互理解を促進するための合同研修等の充実を図ります。

具体的には、「小城市幼児教育振興計画」の方針を引き継ぎ、下記を推進します。

- 指導力向上のための園内研修の充実
- 専門性向上のための園外研修参加
- 研究公開の推進
- 高等教育機関との連携

小城市幼児教育・保育ネットワークの活用

小城市には、幼児期の教育・保育施設が連携可能な仕組みとして「小城市幼児教育・保育ネットワーク」があります。前述の各種研修会への参加奨励、園内研修の促進などにおいて、このネットワークを活用していきます。

5 幼・保・小連携の体制強化

幼児期は、人間形成の基礎が培われるきわめて重要な時期で、小・中学校までの義務教育と連続する教育課程であるという認識に立ち、就学前教育としての教育方針や目標、保育サービスなどの整合性を図ります。

保育所における「保育目標」、幼稚園における「教育目標」について、小城市としての整合を図るとともに、「発達や学びの連続性」を確保するため、保育所・幼稚園と小学校との連携を実現するためのプログラムを研究していきます。

教育・保育に関わる人的な面では、幼・保・小が互いに情報を提供するとともに保育士・幼稚園教諭や小学校教員の相互理解を深めるための研修を充実させていきます。

また、保育を必要とする幼児について、小学校就学後、円滑に放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）が利用できるよう相互の連携を図ることとします。

6 地域型保育事業と教育・保育施設との連携、地域一体の支援

地域型保育事業の利用者が、特定教育・保育施設の利用への移行が必要となった時、教育・保育サービスの継続的な提供を受けられるよう、幼稚園・保育所・認定こども園に対し「連携施設」として需要を受け入れることを要請します。

また、家庭・地域社会と幼稚園・保育所・認定こども園が一体となって子どもを育てる支援体制を構築するため、地域の住民と幼児やその保護者との交流等の機会を創出し、地域に開かれた教育・保育施設づくりの推進を目指します。

第7章 地域子ども・子育て支援事業等の実施

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業等によるサービス供給（確保の方策）及び実施時期を以下の通り設定します。

1 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。新制度による新規事業です。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査では算出されません。利用者数の予測につき独自の算定も困難であり、事業実施予定か所数のみの記載としています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施か所数(確保方策)	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【提供の方策・実施の方針】

事業実施にあたっては「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する基本形か、主として行政機関の窓口等を活用した「利用者支援」の特定型のいずれかで行うとされています。

育児相談等は、地域子育て支援拠点事業の中で引き続き行っていき、平成 28 年度から市役所の窓口1か所で専門の職員による情報提供や関係機関との連絡調整等の実施開始を検討していきます。

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査による算定値に実態との乖離が見られたため、直近3年度の利用実績の平均値を基に見込みました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	8,420 人日	8,420 人日	8,420 人日	8,420 人日	8,420 人日
確保方策	8,420 人日	8,420 人日	8,420 人日	8,420 人日	8,420 人日
実施か所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

(年延べ)

【提供の方策・実施の方針】

今後も現在と同等の体制で、3か所での実施を継続します。
同体制で、見込まれる需要の全数を確保できると考えます。

③ 妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査では算定されません。児童人口推計により、今後の各年度の0歳児推計人口にて見込みました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	393 人	386 人	376 人	366 人	356 人
確保方策	393 人	386 人	376 人	366 人	356 人
実施体制	佐賀、福岡、長崎県の医師会に加入している医療機関で受診				

【提供の方策・実施の方針】

妊娠届出時に契約医療機関において利用できる健診票を最大 14 枚発行します。
契約医療機関以外の医療機関において受診した場合(県外での里帰り出産など)についても健診費用を助成します。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査では算定されません。児童人口推計により、各年度で生まれる人口(0歳)を対象に実施するものとして見込み量を算定しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	393人	386人	376人	366人	356人
確保方策	393人	386人	376人	366人	356人
実施体制	保健師及び母子保健推進員による訪問				

【提供の方策・実施の方針】

引き続き、保健師・母子保健推進員による訪問を実施します。

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査では算定されません。過去最大の実績値を基に、計画年度中の0-18歳推計人口の変動率を乗じて見込みました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	184 人	181 人	178 人	175 人	172 人
確保方策	184 人	181 人	178 人	175 人	172 人
実施体制	保健師及び家庭相談員等専門員による訪問				

【提供の方策・実施の方針】

平成 22 年度より事業開始しており、H22-25 年度の対象児童数(0-18 歳):実利用世帯数は平均して 181 でした。

引き続き、保健師及び家庭相談員等専門員による指導を実施します。

現状の体制で量の見込みには対応可能なため、確保方策は 100%としています。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査では数値が算出されませんでした。過去の実績値で最大であった年度の27人日を基とし、今後の利用の伸びを考慮して見込みました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日
確保方策	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日

(年延べ)

【提供の方策・実施の方針】

現在、市外4か所の施設(2歳未満児1か所、2歳以上児3か所)で実施されています。宿泊を伴う預かりについては今後のニーズの高まりによっても検討を進めますが、施設を市独自で設置することは当面困難な状況です。

ホテル・宿泊施設との提携など、さまざまな実施の可能性を今後探っていくこととします。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）：就学児対象

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

ここでは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児を対象とする預かり等の量の見込みと確保方策について記載しています。

【量の見込みの算出】

（低学年）ニーズ調査の結果が「0」となったため、過去の利用実績から就学前の一時預かりと病児保育の利用を想定する供給量を差し引いて見込み量としています。

（高学年）利用実績がないためニーズ調査の結果を見込み量として設定しています。

低学年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日
確保方策 (ファミリー・サポート・センター)	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日

(年延べ)

高学年

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	69 人日	68 人日	68 人日	68 人日	69 人日
確保方策 (ファミリー・サポート・センター)	0 人日	0 人日	20 人日	35 人日	69 人日

(年延べ)

【提供の方策・実施の方針】

小城市はファミリー・サポート・センターが比較的充実しており、平成 25 年度の登録会員は援助を受けたい会員（依頼会員）が 630 人、援助を行いたい会員（協力会員）が 76 人となっています。しかし近年は協力会員が微減の傾向にあり、需要の掘り起こしとともに、協力会員の充実も今後の課題となっています。

市内全域への広報を始め、サポーター養成講座、研修会等を開催し、利用会員・協力会員ともに増加を図ります。

高学年は2か年を準備期間とし、平成 29 年度から事業開始を検討、計画年度内の全量確保を目標とします。

⑧ 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。幼稚園の一時預かりと、幼稚園以外での一時預かりの別に量の見込みと確保方策を設定します。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査による算定値に実態との乖離が見られたため、独自に算定を行いました。幼稚園預かり保育は、ニーズ調査での定期的教育・保育を利用していない層に絞り、今後の児童人口推計と定期利用者の潜在ニーズを勘案し見込みました。幼稚園以外での預かり保育は、ファミリー・サポート・センターでの対応となるため、過去の利用実績から就学児対象と病児保育の利用を想定する供給量を差し引いて見込みました。

幼稚園預かり保育

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	17,131 人日	17,131 人日	16,742 人日	16,917 人日	16,474 人日
確保方策 (幼稚園の一時預かり)	17,131 人日	17,131 人日	16,742 人日	16,917 人日	16,474 人日

(年延べ)

幼稚園以外での預かり保育

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,500 人日	1,500 人日	1,500 人日	1,500 人日	1,500 人日
確保方策 (ファミリー・サポート・センター)	1,500 人日	1,500 人日	1,500 人日	1,500 人日	1,500 人日

(年延べ)

【提供の方策・実施の方針】

幼稚園預かり保育は、直近の利用実績(平成 25 年度)15,452 人日に対し約 10%の増となる見込み量ですが、対応可能な範囲と考えます。

幼稚園以外での預かり保育について、保育所等での一時預かりの拡充は定員数や施設の受け入れ体制から当面難しい面があります。ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)を今以上に活用し、ニーズに対応していきます。

⑨ 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査による算定値に実態との乖離が見られたため、独自に算定を行いました。現在、在園児から時間外保育の要望があれば100%対応をしているため、直近で過去最大となる平成25年度実績を基に算定しています。児童人口は減少傾向ですが、今後の利用の伸びを考慮し、量の見込みは計画年度中同数としています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	470人	470人	470人	470人	470人
確保方策	470人	470人	470人	470人	470人

【提供の方策・実施の方針】

現状の体制での供給を引き続き実施します。

⑩ 病児保育事業

病児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査による算定値に実態との乖離が見られたため、事業実績を基に、過去最大の利用者数を見込み量としました。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		158 人日	158 人日	158 人日	158 人日	158 人日
確保方策	病児保育事業	93 人日	93 人日	93 人日	93 人日	93 人日
	ファミリー・サポート・センター	65 人日	65 人日	65 人日	65 人日	65 人日

(年延べ)

【提供の方策・実施の方針】

病児保育事業としては、現在、市外の小児科に併設した保育施設3か所と契約して実施しています。また、軽い病気の時、病後の回復期、感染症で登園・登校ができない時等はファミリー・サポート・センターでの対応を実施しています。

市内施設での事業提供は当面困難な状況にあり、現状体制での対応とします。

ニーズ調査では病児・病後児のための保育施設等の利用希望で「利用したいとは思わなかった」が68.7%、その理由の61.3%が「親が仕事を休んで対応する」となっていることから、子どもの看護でも休みをとりやすいよう職場環境・社会環境の改善も重要と思われます。

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

本事業は、小学校区と同じ8区域を提供区域とします。

【量の見込みの算出】

ニーズ調査の結果を基に各小学校区の実態を反映して見込みました。

（低学年）ニーズ調査での利用意向率 46.8%を基本とし、平成27年度について新1年生の見込みを同等の47%、2年生、3年生については、経年の増減率や過去3年間の利用状況から2年生 35%、3年生 30%と想定、平成 27 年度の平均利用率を 37%と見込んでいます。平成 28年度以降については、児童数に対する利用割合を 0.4%ずつ増加と見込んで算出しました。

（高学年）利用実績がないため、学年の移行による増減率、近隣市町の状況、ニーズ調査による低学年と高学年の希望比率等を参考に算定しています。4年生以上の利用希望として、就学前のニーズ調査で 22%、小学生で 18.4%となっています。また、近隣市町の状況では、4年生は 16.6%、5年生は 7%、6年生は 2.4%となっており、学年が上がるにつれての増減率では、1年生から2年生で△18.5%、2年生から3年生で△23.8%の減少となっています。これらを基に、4年生の利用割合を 20%、5年生を 10%、6年生を 5%と見込んで算定しました。

桜岡校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	85 人	80 人	83 人	76 人	74 人
	高学年	0 人	16 人	16 人	22 人	26 人
確保方策	低学年	84 人	84 人	84 人	84 人	84 人
	高学年	0 人	20 人	20 人	30 人	30 人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

（登録者数）以下同

三里校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	13 人	13 人	11 人	11 人	10 人
	高学年	0 人	2 人	2 人	3 人	4 人
確保方策	低学年	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
	高学年	0 人	5 人	5 人	5 人	5 人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

晴田校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	62 人	62 人	61 人	52 人	48 人
	高学年	0 人	12 人	12 人	18 人	22 人
確保方策	低学年	65 人	65 人	65 人	65 人	65 人
	高学年	0 人	20 人	20 人	25 人	25 人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

岩松校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	44 人	38 人	33 人	30 人	29 人
	高学年	0 人	6 人	6 人	10 人	12 人
確保方策	低学年	53 人	53 人	53 人	53 人	53 人
	高学年	0 人	10 人	10 人	10 人	15 人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

三日月校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	140 人	144 人	149 人	158 人	165 人
	高学年	0 人	29 人	29 人	45 人	52 人
確保方策	低学年	130 人	130 人	130 人	130 人	130 人
	高学年	0 人	52 人	52 人	52 人	52 人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

牛津校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	80 人	88 人	82 人	78 人	68 人
	高学年	0 人	14 人	14 人	22 人	27 人
確保方策	低学年	84 人	84 人	84 人	84 人	84 人
	高学年	0 人	20 人	20 人	30 人	30 人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

砥川校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	28 人	30 人	32 人	32 人	36 人
	高学年	0 人	6 人	6 人	9 人	10 人
確保方策	低学年	36 人	36 人	36 人	36 人	36 人
	高学年	0 人	10 人	10 人	10 人	10 人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

芦刈校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	46 人	47 人	47 人	46 人	48 人
	高学年	0 人	9 人	9 人	14 人	17 人
確保方策	低学年	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
	高学年	0 人	16 人	16 人	16 人	16 人
実施か所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供の方策・実施の方針】

4年生以上の高学年の受け入れは、教室の確保、環境整備、指導員の確保が必要となるため、平成 27 年度については、その準備期間とし、平成 28 年度から段階的に受け入れを行うことを検討します。(28・29 年度に4年生、30 年度に5年生、31 年度に6年生)

ただし、平成 29 年度以降は、4年生の入級状況により、前倒して5年生、6年生の受け入れの可能性について検討を行っていきます。

低学年については、現施設での利用可能人数を基に確保方策を計画しています。高学年の受け入れにあたり、学校と協議が必要となりますが、余裕教室や教室として利用できそうなスペースの確保・専用施設の建設を想定し、利用可能人数の増を目指すこととします。

放課後子ども総合プラン

平成 26 年、いわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室」の計画的な整備等を推進することを目的に、「放課後子ども総合プラン」が国により策定されました。

【実施の方針】

小城市では、国の「放課後子ども総合プラン」に沿い、放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の推進とあわせて、「次世代育成支援に関する施策」にて実施する「放課後子ども教室」についても、学校区に1教室を一体型の事業として、小城市全体で8か所を平成31年度までに整備することを目指し、関係課の連携により学校施設の使用計画・活用状況等の協議を行っていきます。両事業の連携や、両事業による総合的な実施場所の拡充、双方の利用児童が交流できる仕組みづくり、プログラム開発などを図ることとします。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度による新規事業です。世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

【実施の方針】

幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に各市町村が条例により利用者負担額を設定することとなっています。ただし、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定され、本事業は、その実費徴収について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

小城市においては国の方針等による財源の確保等を踏まえて制度設計を行うこととします。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新制度による新規事業です。特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施の方針】

特定教育・保育施設について、市内への民間事業者の新規参入にはその後の事業継続の観点などから難しい面もあると思われます。

一方、不定期・一時的・小規模な保育についてニーズも認められることから、特定地域型保育事業にあたる「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」等の新規参入や事業立ち上げの促進について検討していくこととします。

新規事業者が円滑に事業を開始・実施できるよう、実地支援、相談・助言、他の保育事業等の連携施設あっせん等も検討します。

多様な主体の参入にあたっては質的な担保も重要であることから、当該事業者が基準を満たす状況を維持できているかをチェックする体制づくりも必要と考えます。

【公立保育所、公立幼稚園の民営化について】

本事業に関連すると思われる課題として、小城市では公立保育所、公立幼稚園の民営化の議論があります。

保育所や幼稚園の民営化は、民間活用によって多様化するニーズへの対応が期待できる側面もありますが、標準的な保育・幼児教育を行い、基準となる保育・幼児教育施設の在り方を示すことや、先駆的な研究・開発に取り組むという点において公立施設の意義にも重要なものがあります。

公立保育所、公立幼稚園の民営化については、今後も慎重に検討を進めていく必要があります。

2 産休・育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産後の休業及び育児休業後の希望する時期に、円滑に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用できるよう、以下の事業等を通じて保護者に対する情報提供や支援を行うとともに、本計画による教育・保育サービスの整備を着実に進めます。

- 利用者支援事業（平成28年度開始予定）による情報提供・利用支援
- 地域子育て支援拠点事業を通じての情報提供
- 妊婦健診事業を通じての情報提供
- 乳児家庭全戸訪問事業を通じての状況把握・情報提供

3 専門的な知識及び技術を要する支援の県施策との連携

児童虐待防止、母子家庭及び父子家庭の自立支援、障がい児など特別な支援が必要な子どもに対応する施策など、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関して県が行う施策については、積極的に連携を図り、市の実情に応じた施策を関係各機関とも調整しながら進めることとします。

4 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備

職業生活と家庭生活の両立を支援するためには、保育サービスの充実を図るとともに、雇用環境の整備も重要です。「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」における施策を踏まえ、以下の取り組みを進めることとします。

企業等への啓発（21世紀職業財団で実施）

従業員の子育て支援に積極的に取り組むことを宣言する企業・事業所に対し県が登録証の交付、宣言実行のサポートを行ない、宣言企業を県発行のリーフレットやホームページで紹介する「子育て応援宣言事業所」登録制度への取り組みを継続します。育児休業の取得率等の向上について事業主等に対して意識啓発を実施します。

保護者への啓発

広報誌等による育児・介護休業に関する関係法令の周知・啓発を継続します。

第8章 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握し、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関や子育て支援団体等と一層の連携を図ります。

1 関係機関等との連携

本計画は、福祉、教育、保健・医療、労働、生活など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく市民参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら一体となって進めていくことが重要です。

庁内の体制

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、教育、保健・医療をはじめとする関係各部課や市関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し職務を遂行するよう、知識と意識を高めていきます。

市民・機関との協働

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的な取り組みが行えるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

福祉、保健・医療、教育等の、市の所管によらない関係機関とも一層の連携を強化し、施策に関する問題やニーズを常に把握しながら計画実施に反映していきます。

国・県との連携

市は、市民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも密接な連携を図りながら施策を推進します。

2 計画の達成状況の点検・評価

子ども・子育て会議の運営

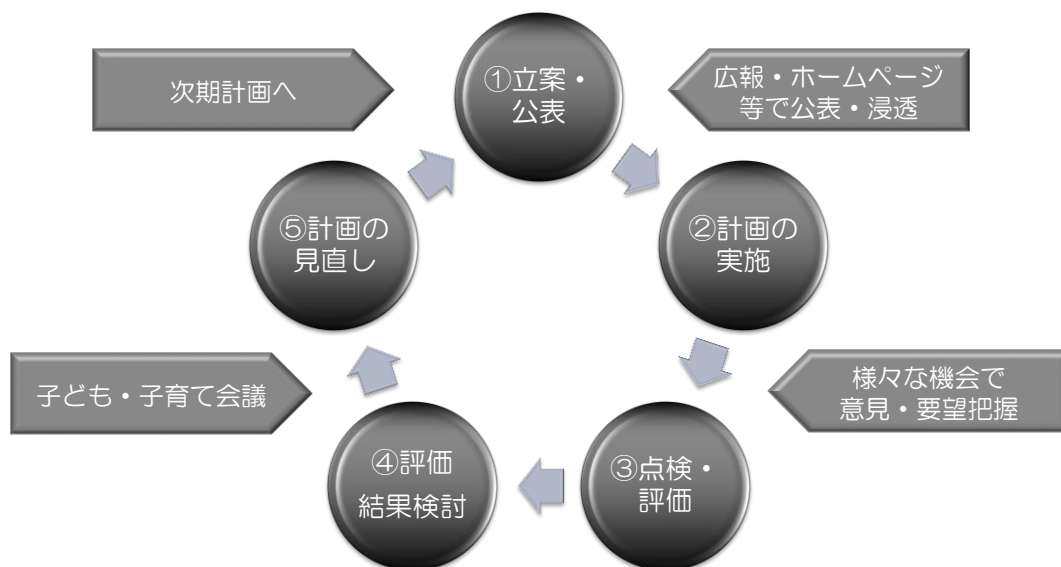
計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

計画の公表、市民意見の反映

本計画は、市のホームページへの掲載、広報での紹介などを行い市民への浸透を図ります。

また、計画にて実施する事業やさまざまな活動の現場、家庭への訪問機会や保護者の事業利用・来訪などあらゆる場面を通じての意見・要望把握に努め、利用者の立場に立った施策・事業の推進を図ります。

▶ 計画の点検・評価サイクル



資料編

小城市子ども・子育て会議条例

小城市条例第11号

小城市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、小城市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育委員会こども課において処理する。

資料編

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年7月1日から施行する。

(小城市幼児教育審議会条例の廃止)

2 小城市幼児教育審議会条例(平成 19 年小城市条例第 32 号)は、廃止する。

(小城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 小城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年小城市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

幼児教育審議会委員	日額	5,100円	
-----------	----	--------	--

を

「

子ども・子育て会議委員	日額	5,100円	
-------------	----	--------	--

に改める。

審議会等の会議の公開に関する指針

審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、市民に対して審議会等の会議を公開し、その審議等の状況を明らかにすることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深めることを目的とする。

2 対象

この指針の対象とする審議会等は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する執行機関の附属機関で法律又は条例に基づき設置されたもの
- (2) 附属機関に準ずる審議会等で、規則、要綱により設置されたもの

3 会議の公開の基準 審議会等の会議は、小城市情報公開条例（平成 17 年小城市条例第 7 号）

第 7 条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合を除き、原則公開として行うものとする。

4 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の会長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

5 会議の公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、傍聴によるものとし、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 審議会等の会長は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

- 6 会議開催の通知審議会等は、審議会等を開催するに当たって、当該会議開催の1週間前までに次の事項を小城市のホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。
 - ① 会議の名称
 - ② 開催日時
 - ③ 場所
 - ④ 議題
 - ⑤ 傍聴手続き（傍聴定員、注意事項等）
 - ⑥ 問い合わせ先

- 7 会議等の結果の公開審議会等は、開催した会議の議事録又は議事概要を作成し、当該事務局において議事録又は議事概要を保存し、公開するものとする。

平成 25 年度 小城市子ども・子育て会議 委員名簿

条例第 3 条規定	NO	氏 名	所 属
学識経験を有する者(1号)	1	佐藤 範男	西九州大学准教授
	2	明石 保馬	前幼児教育審議委員 市立三日月幼稚園園長
	3	山口 正子	砥川小学校校長
子育て支援に関する事業に従事する者(2号)	4	南里 ひろ子	私立保育園事業関係者 芦刈保育園園長
	5	矢野 章子	私立認定こども園事業関係者 小城幼稚園・わかば保育園園長
	6	竹内 靖子	私立認証保育施設事業関係者 おひさま保育園園長
子どもの保護者関係者(3号)	7	田中 幸恵	私立認定こども園保護者関係者 こどもの森
	8	土井 直枝	市立幼稚園保護者関係者 芦刈幼稚園
	9	光石 敬子	小学校保護者関係者 (放課後児童クラブ利用者 三日月小)
市長が指名する者(4号)	10	北島 靖彦	小城市社会教育委員長
	11	船津 由美子	社会福祉協議会・子育て支援関係者
	12	山本 康德	前小城市教育委員 牛津芦刈商工会副会長
	13	上滝 美由紀	母子保健推進員代表
公募委員	14	藤井 良重	公募 三日月町
	15	松木 直子	公募 小城町

用語解説

用語	定義・概要
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、この項で「法」という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法:児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。 (認定こども園法第2条) ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)
教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第29、43条)
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

用語	定義・概要
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。 (法第7条)
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。 (法第19条) 【参考】認定区分 ・1号認定子ども: 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども ・2号認定子ども: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども) ・3号認定子ども: 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条) ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。 (法第59条)

平成 27 年 3 月

発行:小城市 編集:小城市教育委員会 こども課
